

# 白河市過疎地域持続的発展計画

令和4年度～令和7年度

(令和6年3月変更)

福島県白河市



# 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| <b>1 基本的な事項</b>              |    |
| (1) 市の概況                     | 1  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向             | 5  |
| (3) 市の行財政の状況                 | 10 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針            | 13 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標         | 17 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項         | 17 |
| (7) 計画期間                     | 17 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合          | 17 |
| <b>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> |    |
| (1) 現況と問題点                   | 19 |
| (2) その対策                     | 19 |
| (3) 計画                       | 20 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合         | 22 |
| <b>3 産業の振興</b>               |    |
| (1) 現況と問題点                   | 23 |
| (2) その対策                     | 25 |
| (3) 計画                       | 28 |
| (4) 産業振興促進事項                 | 30 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合         | 30 |
| <b>4 地域における情報化</b>           |    |
| (1) 現況と問題点                   | 31 |
| (2) その対策                     | 31 |
| (3) 計画                       | 32 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合         | 32 |
| <b>5 交通施設の整備、交通手段の確保</b>     |    |
| (1) 現況と問題点                   | 33 |
| (2) その対策                     | 34 |
| (3) 計画                       | 35 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合         | 36 |
| <b>6 生活環境の整備</b>             |    |
| (1) 現況と問題点                   | 37 |
| (2) その対策                     | 39 |
| (3) 計画                       | 42 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合         | 43 |

|           |                                    |    |
|-----------|------------------------------------|----|
| <b>7</b>  | <b>子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> |    |
| (1)       | 現況と問題点                             | 45 |
| (2)       | その対策                               | 47 |
| (3)       | 計画                                 | 50 |
| (4)       | 公共施設等総合管理計画等との整合                   | 51 |
| <b>8</b>  | <b>医療の確保</b>                       |    |
| (1)       | 現況と問題点                             | 52 |
| (2)       | その対策                               | 52 |
| (3)       | 計画                                 | 53 |
| (4)       | 公共施設等総合管理計画等との整合                   | 53 |
| <b>9</b>  | <b>教育の振興</b>                       |    |
| (1)       | 現況と問題点                             | 54 |
| (2)       | その対策                               | 55 |
| (3)       | 計画                                 | 57 |
| (4)       | 公共施設等総合管理計画等との整合                   | 57 |
| <b>10</b> | <b>集落の整備</b>                       |    |
| (1)       | 現況と問題点                             | 59 |
| (2)       | その対策                               | 59 |
| (3)       | 計画                                 | 59 |
| (4)       | 公共施設等総合管理計画等との整合                   | 60 |
| <b>11</b> | <b>地域文化の振興等</b>                    |    |
| (1)       | 現況と問題点                             | 61 |
| (2)       | その対策                               | 61 |
| (3)       | 計画                                 | 62 |
| (4)       | 公共施設等総合管理計画等との整合                   | 63 |
| <b>12</b> | <b>再生可能エネルギーの利用の推進</b>             |    |
| (1)       | 現況と問題点                             | 64 |
| (2)       | その対策                               | 64 |
| (3)       | 計画                                 | 65 |
| (4)       | 公共施設等総合管理計画等との整合                   | 65 |
| <b>13</b> | <b>その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>         |    |
| (1)       | 現況と問題点                             | 66 |
| (2)       | その対策                               | 66 |
| (3)       | 計画                                 | 67 |
| (4)       | 公共施設等総合管理計画等との整合                   | 67 |
|           | 事業計画（令和4年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分   | 68 |

# 1 基本的な事項

## (1) 市の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

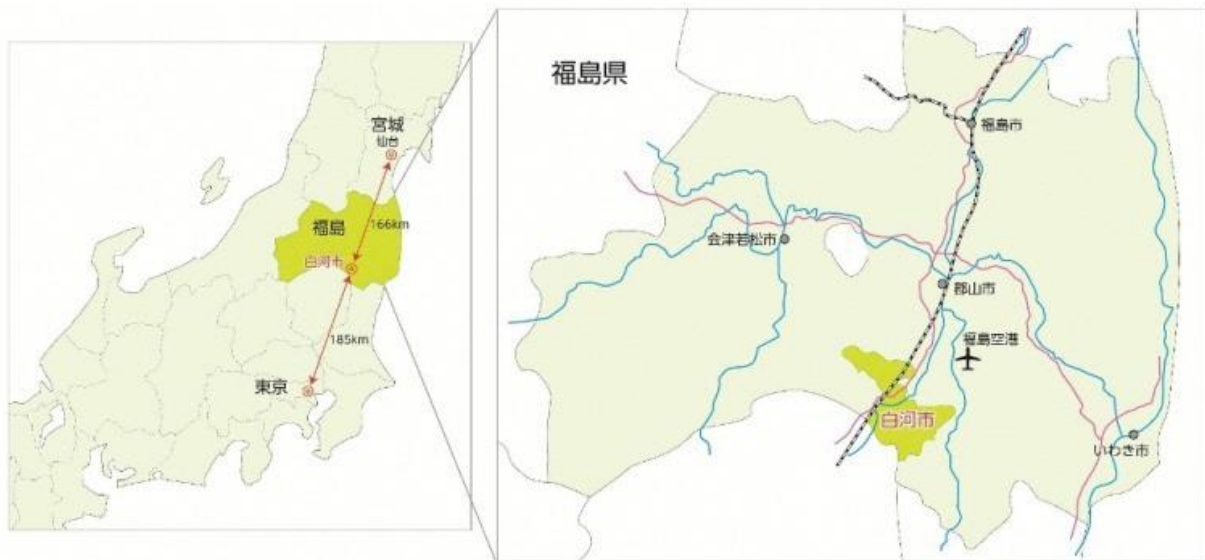
#### ● 位置

本市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、市の中心部から県庁所在地福島市まで約90km、東京都心までは約185kmの距離にあります。市域は、東西に約30km、南北に約30kmに広がり、総面積は305.32km<sup>2</sup>となっており、約半分を山林が占めています。

市内には阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとする多くの河川が縦横に流れ、これらの源流域には優良農地が広がり豊かな田園風景を形成しています。

また、市の中心部では、阿武隈川に沿って東西にコンパクトな市街地が広がっています。

白河市の位置図

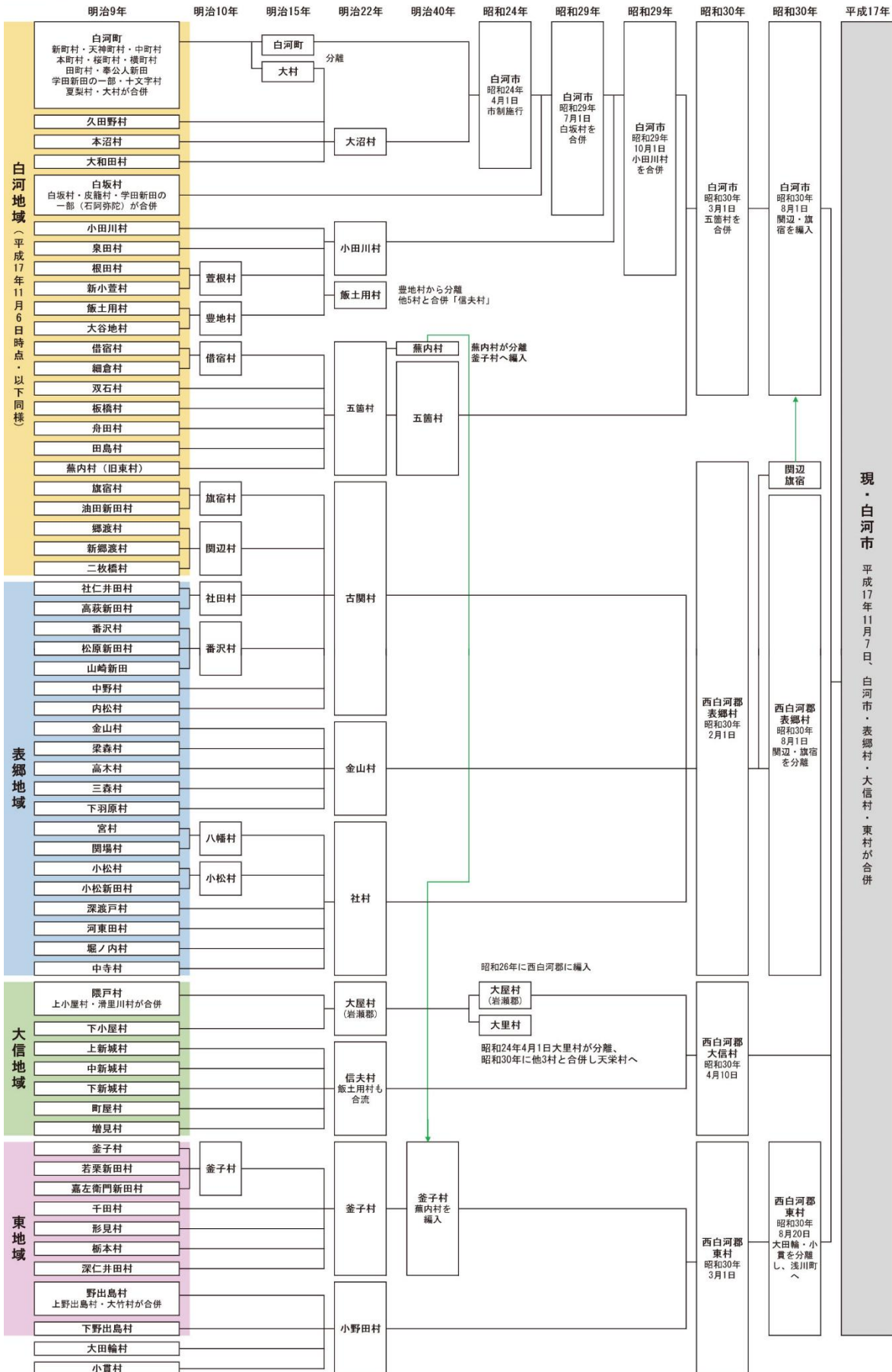


#### ● 歴史

本市は、平成17年11月7日に旧白河市、旧表郷村、旧大信村、旧東村の1市3村が合併し、新「白河市」として誕生しました。

本市には、古代より歌枕として名高い「白河関跡」をはじめ、白河藩主松平定信が「士民共楽」の地として築造した近代の公園制度に先駆けた事例とされる「南湖公園」、南北朝に結城親朝により築かれたのがはじまりとされる「小峰城」、権太倉山の麓にある巨石で源義経が名づけたといわれる「聖ヶ岩」、北半球では唯一といわれる「ビャッコイ」の自生地、日本三大提灯まつりの一つに数えられる「白河提灯まつり」、毎年2月11日に開催され、約300年の歴史を誇る「白河だるま市」など、豊かな自然や多くの歴史的・文化的遺産が現代へと受け継がれています。

合併のあゆみ



● 都市環境

本市は、奥州の三大関所の一つとして古くから交通の要衝として発展してきました。現在はみちのくの玄関口として、東北自動車道や東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に隣接する立地条件や地盤が固く良質で豊富な水に恵まれるなどの地域特性を生かし、製造業を中心に様々な企業活動が展開されています。さらに、平成21年8月に白河中央スマートICが開通したことで高速道路へのアクセスが一層向上しており、産業集積等による地域の活性化が図られるとともに、都市機能が高まっています。

また、市立図書館（りぶらん）や白河文化交流館（コミネス）などの施設が誕生し、賑わいのある中心市街地づくりが進められるとともに、郊外型の大規模ショッピングセンターが相次いで建設されるなど、衣・食・住が充実した暮らしやすい生活環境が形成されています。

交通面では、都心までを最短1時間10分で結ぶ東北新幹線をはじめ、東北自動車道、車で30分の距離にある福島空港などの高速交通体系に恵まれ、さらにはJR東北本線、幹線道路である国道4号、国道289号及び国道294号などにより、首都圏とのアクセスや広域的な交通の利便性に富んでいます。

主要な道路・交通網



## ● 産業

本市は、県内有数の製造品出荷額を誇る工業をはじめ、農業、商業など多様な産業が展開されていますが、森林、農地に係る第1次産業では、担い手の育成や確保に努めているものの、就業者の減少が進んでいるほか、第2次産業においても、生産年齢人口の減少による労働力不足が懸念されます。

一方で、第3次産業においては就業者が増加しており、情報通信分野・福祉分野の産業などの成長が見込まれます。

## イ 市における過疎の状況

本市における過疎の状況については、旧表郷村及び旧大信村の地域において、令和2年国勢調査の結果に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による過疎地域に指定されました。

市全体の人口は、昭和55年から年々増加傾向にありましたが、平成12年をピークに減少に転じており、令和2年には59,491人となっています。また、高齢化率の進行も著しく、昭和55年には10.2%だったのに対し、令和2年には29.5%と上昇しています。

特に過疎地域となる旧表郷村及び旧大信村の地域においては、平成7年の12,621人をピークに減少に転じ、令和2年には9,677人と23.3%の減少となっており、高齢化率も34.9%と過疎地域特有の人口構成となっています。

今回新たに過疎地域に指定された旧表郷村及び旧大信村の地域においては、社会資本の整備や産業振興など様々な事業を実施してきましたが、都市部への人口流出に加え、少子化・高齢化の進行による人口減少など厳しい状況が続いています。

今後も、若年層の定住促進を目的とした雇用の場の創出や地場産業の振興などが重要になるとともに、地域全体で高齢者を支えていくシステムづくり、また、安心して子どもを生み育てられるような少子化対策など、魅力ある活力に満ちた地域づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

## ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた市の社会経済的発展の方向の概要

本市の産業別就業人口は、第1次産業で減少が進み、農業が弱体化してきていることから、今後、担い手の確保、生産性の高い環境にやさしい農業の確立を図る必要があります。また、第2次産業においても、生産年齢人口の減少による労働力不足が懸念されることから、人材確保・育成に努めるとともに積極的に企業誘致を図り、就業機会の拡大と市民所得の向上を図る必要があります。

本市のまちづくりの方向を定めた「白河市第2次総合計画」では、本市が目指す将来像を『みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河』とし、これの実現を図るために、次の3つをまちづくりの理念に掲げ、7つの基本目標、3つの重点戦略プランをも



って、時代に合った効果的・効率的な施策の展開に取り組んでいくこととしています。

#### まちづくりの理念

- 1 安全・安心でやすらぎのあるまち
- 2 活気と魅力にあふれ、愛着と誇りを持てるまち
- 3 一人ひとりの絆とみんなの力で輝く未来をつくるまち

#### 基本目標

- 1 安全・安心に暮らせる人にやさしいまち
- 2 いきいきと健やかで明るい笑顔があふれるまち
- 3 地域資源を生かし産業を育て、雇用を生むまち
- 4 心豊かに学び・ともにふれあい・生きる喜びを実感できるまち
- 5 やすらぎと快適さのある住みよいまち
- 6 自然と共生し、潤いのある環境を未来につなぐまち
- 7 地域のふれあいと支え合いで共に創るまち

#### 重点戦略プラン

- 1 安定した雇用をつくる
- 2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 3 新しいひとの流れをつくる

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

本市全体の人口の動向については、昭和55年から増加傾向にあったものの、平成12年の66,048人をピークに減少傾向にあり、令和2年には59,491人となっています。年齢別には0歳から14歳までは37.8%の減少、15歳から64歳までは19.4%の減少（うち15歳から29歳までは36.7%の減少）となりましたが、逆に65歳以上の人口比率は、昭和55年には10.2%であったものが、令和2年には29.5%と高齢化が一段と進んでいる状況にあります。

これを過疎地域の旧表郷村・旧大信村の地域で見ると、人口は平成7年の12,621人をピークに、令和2年には9,677人と23.3%もの人口が減少しました。特に0歳から14歳までは57.5%もの人口が減少し、大きな問題となっています。

一方、65歳以上の人口比率は、昭和55年には12.1%であったものが、令和2年には34.9%と増加し、少子高齢化が一段と進んでいる状況にあり、この傾向は今後も続くものと予測されます。

このような傾向が今後も続いた場合の本市の人口は、令和22年に48,000人程度、令和42年に34,000人程度となることが予測されます。

このような中で、本市は令和2年3月に「白河市人口ビジョン」を策定し、令和22年に

人口52,000人程度、令和42年に44,000人程度の人口を維持することを目標としています。

## イ 産業の推移と動向

本市は、県内有数の製造品出荷額を誇る工業を基幹的産業として、農業、商業など多様な産業を展開し発展してきました。

就業者数の状況については、平成17年から減少に転じ、令和2年には29,014人となっており、産業別で見ると、第1次産業が1,806人、第2次産業が10,907人、第3次産業が15,857人と全産業で減少傾向にあります。

過疎地域の旧表郷村・旧大信村においては、特に第1次産業が著しく減少しており、昭和55年には就業人口の36.4%を占めていた第1次産業は年々減少の一途をたどり、また、第2次産業についても平成7年から減少に転じており、第3次産業への移行が続いています。

これらの傾向は今後も続くと予想され、若年層の都市部への流出により、第1次・第2次産業のみならず、第3次産業就業者の高齢化がさらに進むと予想されます。

表 1 - 1 (1) 過疎地域の人口の推移 (国勢調査)

| 区 分                   | 昭和 55 年     | 平成 2 年      |          | 平成 12 年     |          | 平成 17 年     |           | 平成 27 年     |            | 令和 2 年     |           |
|-----------------------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|-----------|-------------|------------|------------|-----------|
|                       | 実数          | 実数          | 増減率      | 実数          | 増減率      | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率        | 実数         | 増減率       |
| 総 数                   | 人<br>11,406 | 人<br>12,249 | %<br>7.4 | 人<br>12,350 | %<br>0.8 | 人<br>11,900 | %<br>△3.6 | 人<br>10,527 | %<br>△11.5 | 人<br>9,677 | %<br>△8.1 |
| 0～14 歳                | 2,395       | 2,826       | 18.0     | 2,094       | △25.9    | 1,810       | △13.6     | 1,354       | △25.2      | 1,112      | △17.9     |
| 15～64 歳               | 7,634       | 7,585       | △0.6     | 7,478       | △1.4     | 7,153       | △4.3      | 6,075       | △15.1      | 5,187      | △14.6     |
| うち<br>15～<br>29 歳 (a) | 2,685       | 1,909       | △28.9    | 2,208       | 15.7     | 2,059       | △6.7      | 1,346       | △34.6      | 1,117      | △17.0     |
| 65 歳以上<br>(b)         | 1,377       | 1,837       | 33.4     | 2,778       | 51.2     | 2,937       | 5.7       | 3,098       | 5.5        | 3,373      | 8.9       |
| (a)/総数<br>若年者比率       | %<br>23.5   | %<br>15.6   | —        | %<br>17.9   | —        | %<br>17.3   | —         | %<br>12.8   | —          | %<br>11.5  | —         |
| (b)/総数<br>高齢者比率       | %<br>12.1   | %<br>15.0   | —        | %<br>22.5   | —        | %<br>24.7   | —         | %<br>29.4   | —          | %<br>34.9  | —         |

表 1 - 1 (1) 市全体の人口の推移 (国勢調査)

| 区 分                   | 昭和 55 年     | 平成 2 年      |          | 平成 12 年     |          | 平成 17 年     |           | 平成 27 年     |           | 令和 2 年      |           |
|-----------------------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                       | 実数          | 実数          | 増減率      | 実数          | 増減率      | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       |
| 総 数                   | 人<br>60,253 | 人<br>63,839 | %<br>6.0 | 人<br>66,048 | %<br>3.5 | 人<br>65,707 | %<br>△0.5 | 人<br>61,913 | %<br>△5.8 | 人<br>59,491 | %<br>△3.9 |
| 0～14 歳                | 14,175      | 13,868      | △2.2     | 11,253      | △18.9    | 10,311      | △8.4      | 8,071       | △21.7     | 6,995       | △13.3     |
| 15～64 歳               | 39,916      | 41,607      | 4.2      | 42,325      | 1.7      | 41,668      | △1.6      | 37,135      | △10.9     | 34,109      | △8.1      |
| うち<br>15～<br>29 歳 (a) | 13,180      | 11,469      | △13.0    | 12,212      | 6.5      | 11,104      | △9.1      | 8,497       | △23.5     | 7,729       | △9.0      |
| 65 歳以上<br>(b)         | 6,162       | 8,353       | 35.6     | 12,470      | 49.3     | 13,723      | 10.0      | 16,151      | 17.7      | 17,546      | 8.6       |
| (a)/総数<br>若年者比率       | %<br>21.9   | %<br>18.0   | —        | %<br>18.5   | —        | %<br>16.9   | —         | %<br>13.7   | —         | %<br>13.0   | —         |
| (b)/総数<br>高齢者比率       | %<br>10.2   | %<br>13.1   | —        | %<br>18.9   | —        | %<br>20.9   | —         | %<br>26.1   | —         | %<br>29.5   | —         |

表1-1(2) 人口の見通し（白河市人口ビジョン（令和2年3月））

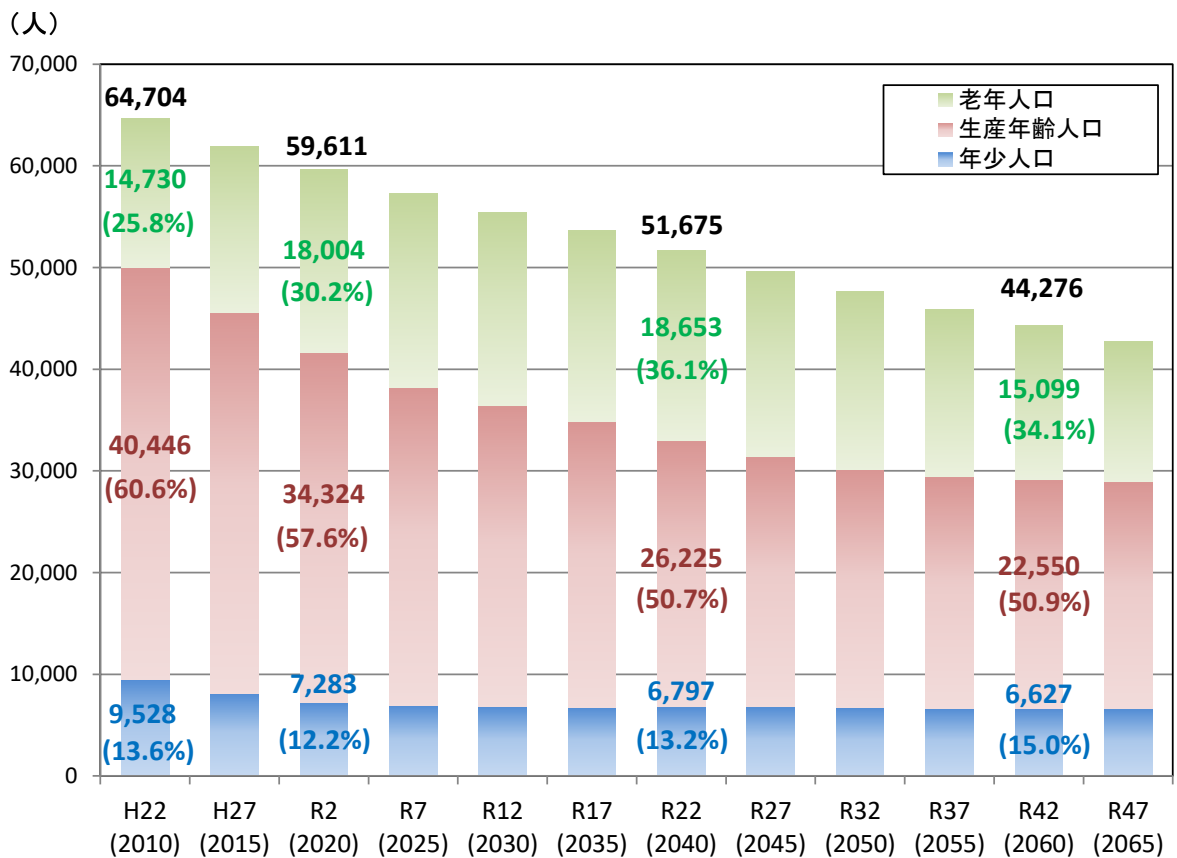


表 1 - 1 (3) 過疎地域の産業別就業人口の推移 (国勢調査)

| 区 分     | 昭和 55 年           | 昭和 60 年           | 平成 2 年            | 平成 7 年            | 平成 12 年           | 平成 17 年           | 平成 22 年           | 平成 27 年           | 令和 2 年            |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 就業者数    | 人 (%)<br>6, 124   | 6, 353            | 6, 251            | 6, 142            | 6, 066            | 5, 794            | 5, 303            | 5, 320            | 4, 790            |
| 第 1 次産業 | 2, 231<br>(36. 4) | 1, 769<br>(27. 8) | 1, 170<br>(18. 7) | 810<br>(13. 2)    | 759<br>(12. 5)    | 729<br>(12. 6)    | 597<br>(11. 3)    | 627<br>(11. 8)    | 560<br>(11. 7)    |
| 第 2 次産業 | 2, 297<br>(37. 5) | 2, 827<br>(44. 5) | 3, 154<br>(50. 5) | 3, 106<br>(50. 6) | 2, 972<br>(49. 0) | 2, 549<br>(44. 0) | 2, 285<br>(43. 1) | 2, 193<br>(41. 2) | 1, 986<br>(41. 5) |
| 第 3 次産業 | 1, 594<br>(26. 0) | 1, 754<br>(27. 6) | 1, 922<br>(30. 7) | 2, 217<br>(36. 1) | 2, 334<br>(38. 5) | 2, 460<br>(42. 5) | 2, 267<br>(42. 7) | 2, 320<br>(43. 6) | 2, 205<br>(46. 0) |
| 分類不能    | 2<br>(-)          | 3<br>(-)          | 5<br>(0. 1)       | 9<br>(0. 1)       | 1<br>(-)          | 56<br>(1. 0)      | 154<br>(2. 9)     | 180<br>(3. 4)     | 39<br>(0. 8)      |

表 1 - 1 (3) 市全体の産業別就業人口の推移 (国勢調査)

| 区 分     | 昭和 55 年            | 昭和 60 年            | 平成 2 年             | 平成 7 年             | 平成 12 年            | 平成 17 年            | 平成 22 年            | 平成 27 年            | 令和 2 年             |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 就業者数    | 人 (%)<br>30, 535   | 31, 829            | 32, 656            | 33, 070            | 33, 548            | 32, 135            | 30, 689            | 30, 526            | 29, 014            |
| 第 1 次産業 | 6, 417<br>(21. 0)  | 5, 354<br>(16. 8)  | 3, 924<br>(12. 0)  | 2, 957<br>(8. 9)   | 2, 740<br>(8. 2)   | 2, 515<br>(7. 8)   | 2, 050<br>(6. 7)   | 1, 950<br>(6. 4)   | 1, 806<br>(6. 2)   |
| 第 2 次産業 | 10, 515<br>(34. 4) | 12, 476<br>(39. 2) | 14, 041<br>(43. 0) | 13, 789<br>(41. 7) | 13, 648<br>(40. 7) | 11, 894<br>(37. 0) | 11, 301<br>(36. 8) | 11, 120<br>(36. 4) | 10, 907<br>(37. 6) |
| 第 3 次産業 | 13, 595<br>(44. 5) | 13, 966<br>(43. 9) | 14, 682<br>(45. 0) | 16, 289<br>(49. 3) | 17, 146<br>(51. 1) | 17, 576<br>(54. 7) | 16, 307<br>(53. 1) | 16, 450<br>(53. 9) | 15, 857<br>(54. 7) |
| 分類不能    | 8<br>(-)           | 33<br>(0. 1)       | 9<br>(-)           | 35<br>(0. 1)       | 14<br>(-)          | 150<br>(0. 5)      | 1, 031<br>(3. 4)   | 1, 006<br>(3. 3)   | 444<br>(1. 5)      |

### (3) 市の行財政の状況

#### ア 行政の状況

本市は、平成17年の合併を機に行政組織を再編し、旧3村の役場庁舎はそれぞれの住民サービスを行う市庁舎として活用されています。

#### イ 財政の状況

本市の令和2年度の財政規模は約455億円で、特別定額給付金給付事業費補助金や地方税の増などから、平成27年度と比較して4.7%の増となりました。

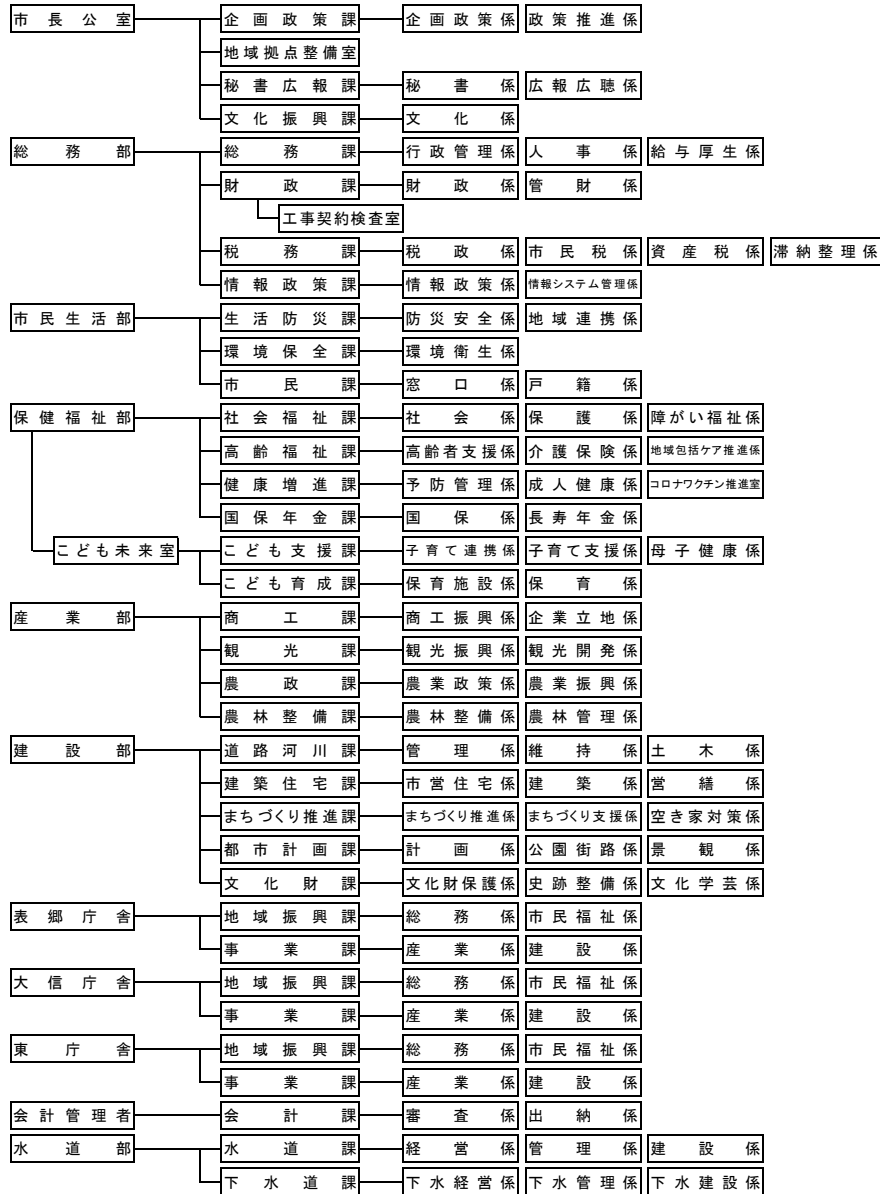
また、令和2年度の財政力指数は、0.64、実質公債費比率は、10.4%となっています。

表1-2(1) 市町村財政の状況(白河市) (単位：千円)

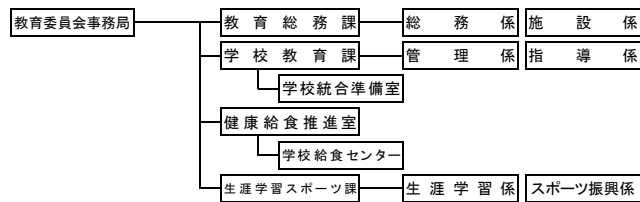
| 区分             | 平成22年度     | 平成27年度     | 令和2年度      |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A         | 29,575,516 | 43,396,057 | 45,450,017 |
| 一般財源           | 17,410,468 | 18,594,233 | 18,108,279 |
| 国庫支出金          | 3,939,395  | 5,130,528  | 11,645,896 |
| 都道府県支出金        | 1,641,385  | 10,303,048 | 3,969,748  |
| 地方債            | 3,256,900  | 4,456,000  | 5,030,200  |
| うち過疎対策事業債      | —          | —          | —          |
| その他            | 3,327,368  | 4,912,248  | 6,695,894  |
| 歳出総額 B         | 27,179,352 | 41,335,628 | 44,119,482 |
| 義務的経費          | 12,031,370 | 12,537,291 | 13,499,325 |
| 投資的経費          | 4,948,653  | 9,468,368  | 9,483,961  |
| うち普通建設事業       | 4,875,691  | 7,944,859  | 6,179,015  |
| その他            | 10,199,329 | 19,329,969 | 21,136,196 |
| 過疎対策事業費        | —          | —          | —          |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 2,396,164  | 2,060,429  | 1,330,535  |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D  | 435,511    | 702,008    | 115,969    |
| 実質収支 C-D       | 1,960,653  | 1,358,421  | 1,214,566  |
| 財政力指数          | 0.58       | 0.60       | 0.64       |
| 公債費負担比率        | 17.5%      | 16.6%      | 14.9%      |
| 実質公債費比率        | 16.6%      | 9.3%       | 10.4%      |
| 起債制限比率         | 9.9%       | 6.8%       | —          |
| 経常収支比率         | 80.1%      | 86.0%      | 86.9%      |
| 将来負担比率         | 136.8      | 59.7%      | 53.0%      |
| 地方債現在高         | 33,265,340 | 35,663,674 | 37,547,801 |

白河市行政組織図（令和4年4月1日現在）

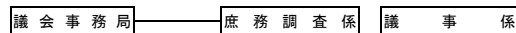
○ 市長部局



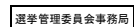
○ 教育委員会



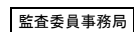
○ 議会



○ 選挙管理委員会



○ 監査委員



○ 農業委員会

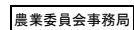


表 1 - 2 (2) 過疎地域の主要公共施設等の整備状況

| 区分                        | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 令和 2<br>年度末 |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 市 町 村 道                   |              |             |              |              |             |
| 改良率 (%)                   | —            | —           | —            | —            | —           |
| 舗装率 (%)                   | —            | —           | —            | —            | —           |
| 農 道                       |              |             |              |              |             |
| 延長 (m)                    | —            | —           | —            | 49,388       | 41,273      |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)       |              |             |              | 26.2         | 25.2        |
| 林 道                       |              |             |              |              |             |
| 延長 (m)                    | —            | —           | —            | 30,097       | 29,652      |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m)       |              |             |              | 5.1          | 5.1         |
| 水道普及率 (%)                 | —            | —           | —            | 95.37        | 90.31       |
| 水洗化率 (%)                  | —            | —           | —            | 79.4         | 85.6        |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床) | 0.0          | 0.0         | 0.0          | 0.0          | 0.0         |

表 1 - 2 (2) 市全体の主要公共施設等の整備状況

| 区分                        | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 令和 2<br>年度末 |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 市 町 村 道                   |              |             |              |              |             |
| 改良率 (%)                   | —            | —           | 49.8         | 57.9         | 58.8        |
| 舗装率 (%)                   | —            | —           | 55.4         | 69.1         | 69.8        |
| 農 道                       |              |             |              |              |             |
| 延長 (m)                    | —            | —           | —            | 84,937       | 87,799      |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)       |              |             |              | 18.1         | 20.9        |
| 林 道                       |              |             |              |              |             |
| 延長 (m)                    | —            | —           | —            | 51,737       | 51,581      |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m)       |              |             |              | 4.2          | 4.2         |
| 水道普及率 (%)                 | —            | —           | —            | 97.39        | 97.48       |
| 水洗化率 (%)                  | —            | —           | —            | 85.9         | 94.0        |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床) | —            | —           | 19.9         | 14.8         | 11.0        |



## (4) 地域の持続的発展の基本方針

### ア 持続的発展の基本的方向

平成17年11月7日に、地理的、歴史的にもつながりが深く、生活圏・経済圏も一体化していた白河市・表郷村・大信村・東村の4市村が合併し、新「白河市」が誕生しました。そして合併以降、行財政基盤の強化を図るとともに、産業の振興や地域の均衡ある発展等を重視し、各地域の特徴を生かした地域振興を図ってきました。

しかしながら、人口減少を抑えることは難しく、地域コミュニティをはじめとした多岐にわたる分野での高齢化や後継者不足、さらには若い世代、特に女性の定住促進などが大きな課題として顕在化してきています。中でも表郷地域と大信地域は、人口減少が急速に進んだことにより、今回、過疎地域の指定を受けることとなりました。

人口減少は、非婚化・晩婚化及び出生率の低下などを要因として、日本全体で進行している現象ですが、大都市圏への人口偏在を背景に、地方においては急速に進行しており、本市においても例外ではなく、何らかの方策を講ずる必要がある状況にあります。

人口が減少することは、産業・福祉・医療・教育などあらゆる分野へ影響を及ぼしますが、特に生産年齢人口の減少による経済の停滞や高齢化を支える仕組みの行き詰まりなどへの影響が懸念されます。また、社会資本や生活環境及び自然環境の維持管理、地域社会を支えるコミュニティの存続などが、担い手不足により困難になることが予想されます。

そのため、女性や高齢者の就労支援や活躍の場の創出、人口減少に対応する地域社会の仕組みづくり、効率的・効果的な社会資本整備及び空き家や空き店舗、空地などの既存ストックを活用したまちづくりなど、持続可能な社会の構築に取り組んでいきます。

また一方で、コロナ禍を契機として、疫病や災害等の大都市のリスクが顕在化するとともに、デジタル化の進展等により「転職なき移住」が可能となる中、首都圏等に在住の若い世代の方々が地方への移住に関心を寄せており、今後、地方への人の流れが本格化していくものと期待されます。

とりわけ、本市は、首都圏からの近接性や交通の利便性などの地理的優位性、さらには歴史や文化、自然など、豊かな地域資源を有していることから、そういった固有のアドバンテージや特性を最大限に生かし、多くの方々が住んでみたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていきます。具体的には、イに記載する「総合計画に掲げる基本目標」を基に、「地域課題の解消を目的としたコミュニティビジネスの支援」、「地域医療・介護体制の充実」、「地域や企業を含めた子育て環境の充実」、「若者や女性の多様な働き方支援」、「デジタル社会における総合的な人材育成」等に力を入れていきます。特に過疎地域においては、各地域の特色に配慮したまちづくりを進めるとともに、アフターコロナの社会を見据え、高度な情報技術を活用し生活利便性の向上を図りながらも、直接的な人と人とのつながりを重視する「地域の持続的発展に向けた施策」に取り組んでいきます。

### イ 総合計画に掲げる基本目標

(ア) 安全・安心に暮らせる人にやさしいまち（安全・安心分野）

- 防災・減災対策をはじめ、交通安全・救急など、市民の生活と財産を守る「災害に強い

まちづくり」を推進します。

- 消防団活動の支援や消火・避難訓練等への市民参加の促進、自主防災組織の育成・強化、災害情報システムの拡充、さらには、地域の防災拠点を再点検・整備することで、防災力の高い地域づくりを進めます。
- 森林の保全や適切な森林施業により、土砂流出防止や水源涵養機能など自然環境の持つ防災・減災機能の維持向上を図ります。
- 災害時に避難所となる公園などのオープンスペースの確保や建築物・工作物などの耐震性・耐火性の向上、防災活動でも重要な道路、河川、橋梁の整備改善など、避難や救援を考慮した社会資本の整備を進めます。

(イ) いきいきと健やかで明るい笑顔があふれるまち（健康・福祉・医療分野）

- 市民の誰もが健康でいきいきと暮らすことができるよう、生涯を通じた健康づくりと疾病予防、感染症の予防対策及び新しい生活習慣の定着、子どもの発育・発達支援などの健康管理に取り組みます。
- 地域医療を担う医師の確保を軸として、地域医療体制の充実を図ります。
- 保育サービス及び保育園等の施設環境の充実、子育て家庭の経済的負担軽減、妊産婦の健康管理など子育てに対する支援を推進します。
- 高齢者の方々が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに暮らせるよう、介護予防を推進するとともに、介護保険制度を適切に運営します。
- 障がい者が住み慣れた地域で自立できるよう相談体制を充実するとともに、福祉サービスや支援体制の充実、自立・社会参加の促進等に取り組みます。
- 地域で援助を必要としている人たちへの支援、さらには地域で支えあう活動を支援し地域福祉を充実します。

(ウ) 地域資源を生かし産業を育て、雇用を生むまち（産業・雇用分野）

- 地域農業の担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図るとともに、スマート農業の普及や農産物等のブランディング等により、特色ある農業振興を図ります。
- 良好な里山空間の形成や森林の適正な維持管理の持続性を確保し、森林の多面的機能の確保と林業振興に努めます。
- 本市の持つ交通アクセスの優位性を最大限に生かして企業誘致を進め、産業の集積化を図るほか、地域に根差した企業の経営基盤、競争力・収益化の強化に向けた支援や担い手の確保及び育成に努めます。
- デジタル技術の活用による分野横断的な技術連携等が期待されることから、新しい事業創出に向けた支援を進めるとともに、地域の特色を生かした新しい経済の活性化を推進することで効率的で持続可能なまちづくりを実現します。
- 就労者や求職者が安定して働き続けられるよう雇用機会の創出・確保を図るとともに、地域産業を担う人材の育成や人員の確保のための支援、さらにはジェンダーギャップの解消という視点も加えた魅力ある就労環境の創出、勤労者福祉の充実に取り組みま

す。

- 豊かな自然を活用したアウトドアアクティビティを推進し、交流人口の増加を図るとともに、関係人口の創出に努めます。
- 廃校舎等を含めた既存ストックを効果的に活用した新たな地域振興策を推進します。
- 歴史、自然などの本市固有の豊かな資源、地域に根付いた文化やスポーツを通じた多様な交流など、魅力あふれる本市を市内外に発信していきます。特にSNS等の活用を積極的に図り、市民や企業による情報発信と効果的に融合することにより、「知ってもらう」、「来てもらう」、「関わってもらう」から、「移り住みたい」、「住み続けたい」へと繋がる好循環をつくっていきます。

(エ) 心豊かに学び・ともにふれあい・生きる喜びを実感できるまち（教育・生涯学習分野）

- 郷土に誇りと愛着を持ち、白河市の未来を切り拓く子ども達を育むため、家庭、地域、学校との連携を密にし、地域が一丸となって、子どもが安心して学ぶことができる教育環境づくりを進めます。
- 学校教育においてもデジタル化への適応が必要とされていることから、授業での効果的なタブレット活用や情報リテラシー教育を推進します。
- 高度情報化社会だからこそ総合的な人間力が必要になることから、子ども達の豊かな感性を育む情操教育を重視し、読書や文化スポーツ活動を積極的に支援していきます。
- 市民に優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、市民の芸術文化活動を奨励するほか、芸術文化団体の育成及びネットワークづくりを行うことにより、芸術文化の振興及び市内外の多種多様な交流を促進し、活力あるまちづくりを進めます。
- 生涯を通じて市民に幅広く学習の機会、場所が提供され、学んだ成果を地域で実践できる生涯学習社会の実現を図ります。
- 郷土の歴史や伝統、芸術文化に触れることのできる環境づくりや、その保存・継承を担う人づくりを進めます。

(オ) やすらぎと快適さのある住みよいまち（都市基盤分野）

- 地域固有の歴史・文化・風土を生かした魅力ある街並みや景観に配慮するとともに、地域の課題に対応した特色ある地域づくりを進めます。
- 安全で快適な道路環境を確保するため、市内の道路網の骨格となる幹線道路や身近な生活道路、歩道などの適切な整備、維持管理に努めます。
- 子ども達が、身近な場所で伸び伸びと安全に遊ぶことができる公園の整備を進めます。
- 住宅や情報通信基盤、買い物環境など、暮らしやすく快適な生活基盤の整備に努め、自然環境と都市環境が共生する持続可能なまちづくりを計画的に進めます。
- 市民が安全で快適に移動できるよう、地域の特性やニーズを的確に把握し、バスや鉄道などの公共交通ネットワークの確保及び利便性の向上を図るとともに、新たな交通システムの導入なども積極的に検討していきます。
- 水道水の安全性を確保するとともに、災害に備え、水道施設の耐震化と危機管理体制

の強化に努めます。

- 衛生的で快適な市民生活の確保と河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道の計画的な整備と水洗化の普及に努めます。

(カ) 自然と共生し潤いのある環境を未来につなぐまち（環境分野）

- 資源循環型社会の実現を目指し、市民、企業、行政の一体的な取組により、ごみの減量化・資源化や省エネルギー対策など、環境に配慮したライフスタイルの推進を図ります。
- 地球規模で進行する環境問題に対応するため、地球温暖化防止や再生可能エネルギーの利用拡大などに取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティしらかわ」を目指します。
- 自然環境・自然景観の保全や環境美化活動、環境教育の推進、環境汚染の防止など、地域環境の保全のための総合的な取組を推進します。
- 市民との協働により、身近な公園や緑地などの魅力の向上に取り組むとともに、美しい景観ややすらぎを提供する森林空間や河川、湖沼等を活用したアウトドアアクティビティの創出など、自然環境を活用した憩いの空間づくりを推進します。

(キ) 地域のふれあいと支え合いで共に創るまち（コミュニティ・行財政分野）

- 市民活動の拠点となるコミュニティ施設の整備や活用を促進するとともに、町内会や市民活動団体等との情報の共有化、自主的な活動を支援し、地域コミュニティの再生・強化を図ります。
- これまで社会的・文化的に求められてきた性別役割分担等を見直し、「ジェンダーレス」社会の実現を目指すとともに、子どもから大人まで一人ひとりの人権が尊重され、誰もが活躍できる社会を目指します。
- 疫病の感染拡大や災害など、大都市におけるリスクが顕在化するとともに、テレワークなど場所を選ばない働き方が浸透し、これまで首都圏等に集中してきた人口が地方へと分散する可能性を見せていることから、多方面にわたる関係人口を創出するとともに、魅力あふれる本市の情報を継続的に発信し、移住・二地域居住等の促進に努めます。
- 職員の資質向上やデジタル等の力を活用した効率的な行政のシステムづくりに努め、質の高いサービスを提供するほか、広域連携により、地域の強みを効果的かつ幅広く政策展開していきます。
- まちづくりには、住民の意思の反映が不可欠であることから、市民やNPO法人をはじめとする各種団体等の参加の機会を拡大するとともに、ビジネスとして地域課題の解消を目指す民間事業者の参画を促進します。

## ウ 持続的発展のための施策横断的な視点

- 1 豊かな地域資源（足元にある資源）に磨きをかけ、最大限活用する視点
- 2 コロナ後の社会を見据えた視点
- 3 ゼロカーボンシティを目指す視点
- 4 DX（デジタルトランスフォーメーション）を効果的に推進する視点
- 5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点

## （５）地域の持続的発展のための基本目標

（４）の基本方針に基づき、白河市の持続的発展に関する目標として「人口に関する目標」と「合計特殊出生率」を以下のとおり設定することとします。

### ①「人口に関する目標」

|         | 現状（令和２年） | 目標（令和７年） |
|---------|----------|----------|
| 市全体の人口  | 59,491   | 57,232   |
| 過疎地域の人口 | 9,677    | 9,329    |

※令和２年国勢調査ベース（各年１０月１日基準）

### ②「合計特殊出生率に関する目標」

|         | 現状（令和２年） | 目標（令和７年） |
|---------|----------|----------|
| 合計特殊出生率 | 1.33     | 1.59     |

※合計特殊出生率は、目安を示すために算出した参考値となります。

## （６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、PDCAサイクルに基づいた継続的な計画の達成状況の管理を行うものとし、毎年度、住民で組織した検討委員会等で事後評価を実施し、市ホームページで公表します。

## （７）計画期間

本計画の計画期間は、令和４年４月１日から令和８年３月３１日までの４箇年間とします。

## （８）公共施設等総合管理計画との整合

本市では、これまで学校教育施設や集会施設などの公共施設や道路・上下水道などのインフラ整備を進めてきました。

一方、高度経済成長期から建設されてきた多くの公共施設やインフラ（道路、橋りょう、上下水道等）が改修や更新の時期を集中的に迎えています。

今後、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い人口構造が大きく変化し、社会保障のための扶助費の増加や税収入の減少など、財政状況が厳しさを増すことが想定される中で、老朽化した公共施設の維持管理や更新の費用を確保し適正な管理運営を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、市が所有するすべての公共施設等について、老朽化や利用の状況などを把握し、市の人口動向や財政状況などを踏まえたうえで、維持管理・更新・長寿命化・統廃合などを計画的に行っていくための中長期的な方針として「白河市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。また、これを受けて中長期的な施設整備の考え方を示す「白河市公共施設個別施設計画」を令和3年3月に策定したところです。

今後は、これらの計画に基づき、市が所有するすべての財産を経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化、既存施設や土地などの効率的な活用による維持管理経費の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進し、財政負担の軽減を図りながら市民が必要とするサービスの維持向上を目指します。

本計画においても、「白河市公共施設等総合管理計画」及び「白河市公共施設個別施設計画」における基本方針に基づき、公共施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景にテレワークなどが普及し、首都圏で暮らす方の中でも地方移住に対する関心が高まっていることから、本市では移住・定住ポータルサイトを開設し、各種移住支援策に加え首都圏へのアクセシビリティや都市的空間と農村のバランスの良さ、穏やかな気候など本市の魅力を広く発信することで移住・定住や二地域居住の推進に取り組んでいます。また、本格的な移住を前に実際に本市での生活を体験することができる「暮らし体験住宅」を用意するとともに、移住アドバイザーや移住コーディネーターを配置し、移住相談にきめ細かく対応しています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行は止まらず、生産年齢人口の減少に伴う地域経済の停滞や集落の活力低下が課題として残されている状況です。

このことから、基幹産業である農業の振興をはじめ企業誘致や地元中小企業の支援、さらにはテレワークやワーケーションに対応できる情報通信環境の整備などにより地域産業の底上げと魅力的な雇用の創出・確保を図るとともに子育てや教育環境の充実、空き家等を活用した住環境の整備などに取り組むことで、若者が住みたい、住み続けたいと思える地域づくりを進め、定住人口を確保していく必要があります。

また、地域おこし協力隊などの積極的な受け入れに加え、豊かな自然、歴史・文化など足元の資源を生かしたグリーンツーリズムや農業体験ツアーなどを通し、都市住民との交流を図ることで地方の魅力を発信するとともに関係人口の拡大や地域間交流の促進に取り組み、地域の担い手となる人材を確保していく必要があります。

### (2) その対策

- 地域の特徴を生かした様々な交流を促進するとともに、「暮らし体験住宅」を増やし、移住・定住の推進や関係人口の拡大、地域間交流の活性化に努めます。
- U・I・J ターンを推進するため、住宅取得や地域外からの引越しに対する助成を行うとともに魅力的な集落の整備を促進します。
- 老朽住宅については、耐震診断の実施及び耐震補強工事、バリアフリー化を含む快適な住まいへの改修やリフォーム等を促進します。
- 移住希望者の住宅に対するニーズに応じていくため、優良な既存ストックである空き家の情報を収集し、発信します。また、良好な住環境を維持するため、空き家等の所有者に対し、適正管理の助言や指導等を行うとともに、特定空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき必要な措置を講ずることとします。
- 地域おこし協力隊を積極的に受け入れるとともにその活動をサポートし、外部からの視点で見た地域おこしを促進します。
- 集落支援員等を各地域に配置し、集落の点検や状況把握を行うとともに、移住検討者に対し田舎暮らし体験や空き家情報を提供できる体制を整えていきます。

- 分譲が進んでいない住宅団地について、効果的な広報活動を展開するとともに、建築助成金等の見直しの検討を行い、早期完売を目指します。
- 移住・定住ポータルサイトについてコンテンツの充実を図り、地域の魅力を効果的に発信していきます。
- テレワークが普及し、首都圏等の企業に勤めたままで地方に移り住む「転職なき移住」が可能となったことから、快適な通信環境を整え、現役世代の地方移住や二地域居住を推進していきます。
- 地域に根を張る中小企業の経営基盤の強化や生産性の向上に加え、企業誘致を推進することで、若者が安心して将来を設計できる雇用の創出・確保に努めます。
- 農業従事者の高齢化に伴い担い手不足が課題となってきたことから、農畜産物のブランド化や6次産業化、経営規模の拡大を促進するなど農業の収益性の向上を図るとともに農業法人の誘致や設立支援を行うなど、若者が農業に取り組みやすい環境づくりを進めます。
- 「白河ゴルフ倶楽部」や「聖ヶ岩ふるさとの森、聖ヶ岩ビジターセンター」、うつくしま百名山のひとつである「天狗山」、「表郷総合運動公園」などを積極的に活用し、スポーツやアクティビティをとおした地域間交流を促進します。
- 進学等を機に本市を離れた若者に対し、地元企業の情報を発信するとともに、インターンシップによる就業体験機会を増やすなど、地元企業に対する関心や生まれ育った土地で働く意欲を高める取組を進めます。
- 中学生や高校生を対象に地域の企業を知る機会を設け、地元への定着を促すとともに企業体験や地域活動などを通して地域を支える人材を育成します。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名<br>(施設名) | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|--------------|---|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (2) 地域間交流    | サイン表示設置事業<br>地域を案内するサイン表示が少ないため、地域内各所にサイン表示を設置することで、円滑に人の流れを誘導する。 | 市    |    |



|                               |   |                   |  |
|-------------------------------|---|-------------------|--|
| (4) 過疎地域持続<br>的発展特別事業<br>基金積立 | 暮らし体験住宅整備事業<br>地方移住に関心を寄せている若い世代を対象に、本市の首都圏との近接性や、表郷地域・大信地域が持つ豊かな自然環境のほか、広い家や庭、地域の人たちの人柄を実感できる暮らし体験住宅を整備する。   | 市                 |  |
|                               | 集落支援事業<br>集落点検や、集落のあり方に関する話し合い、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を推進するため、集落支援員を設置する。  | 市                 |  |
|                               | 来て「しらかわ」住宅取得支援事業<br>県内外から市内へ移住するために住宅を取得する世帯へ補助金を交付する。  | 市                 |  |
|                               | ゴルフでつなぐ地域資源ネットワーク化事業<br>白河ゴルフ倶楽部におけるワーケーションを推進するために必要となる設備整備を支援する。また、ゴルフ場がクローズとなる期間を活用した冬を楽しむアクティビティの実施を支援する。 | 市<br>N P O 法<br>人 |  |
|                               | 自然の恵み（農作物）オーナー制導入支援事業<br>農作物オーナー制を実施しようとする生産者に対し、初期投資費用を補助する。   | 市                 |  |
|                               | 農家民泊導入支援事業<br>農家民泊を実施しようとする生産者に対し、初期投資費用を補助する。  | 市                 |  |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  | <p>過疎地域空き家等活用事業</p> <p>空き家を活用した農業への参加や事業拠点としての利活用を進めるとともに、モデルケースとして発信することで、居住者や関係人口等の増加による地域コミュニティの活性化を図る。</p> | 市 |  |
|--|--|--|---|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 産業全般

農業、林業、工業、商業、観光業では、それぞれ産業振興の取組を進めていますが、一方で、産業を担う住民の高齢化、後継者不足等の問題を抱えており、農業や商工業における生産・加工・流通・販売の各分野を対象に、事業の継続・発展に向けた支援を行っていく必要があります。これらの新たな取組に対しては、融資制度等により支援していくとともに、これまでに整備が進められてきた交流拠点・遊休施設等を生かした新たな流通・販売チャンネルの構築や早い段階からの後継者選定・教育が必要不可欠です。

また、情報化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、テレワーク等による情報関連産業やコミュニティビジネス及び高齢社会に対応した新規産業の支援を行っていくことも求められています。

##### イ 農業

表郷地域は、水稻、トマト、キュウリ、秋冬ニラ、イチゴ等を主力とした農業生産が盛んで、これらを組み合わせた複合経営も行われており、経営耕地面積は田が856ha、畑が128ha、樹園地が1haとなっています。一方で、養蚕の衰退による桑園の廃止等を背景に遊休農地等が増加しているとともに、高齢化による農業の担い手の減少が進んでいます。

また、大信地域は、水稻を中心にブロッコリー等の園芸作物及び大豆、畜産等の複合経営が多いのが特徴で、経営耕地面積は田が549ha、畑が99ha、樹園地が4haとなっています。東日本大震災以降は大豆の作付面積が増加してきた一方、畜産については価格低迷や高齢化から規模の縮小や廃止する生産者が増えています。

こうした状況を踏まえ、いずれの地域においても、中核的な担い手となる認定農業者を確保・育成し、作業の効率化・省力化による生産力の向上や農地利用の集積、経営規模の拡大に取り組み、将来にわたり経営が可能な農業生産環境を構築していく必要があります。

また、令和3年5月に農林水産省が発表した「みどりの食料システム戦略」で示されたように、将来にわたり安定した生産を行っていくには、自然環境に配慮した農業経営の普及が求められており、自然からの恵みと重要な農業生産基盤を有している両地域においては、経営の安定化と地域の自然環境の保全を両立する農業の推進に取り組む必要があります。

(※経営耕地面積は2020年農林業センサスによる。)

##### ウ 林業

森林面積のうち民有林の面積の現状を見ると、表郷地域は2,408haであり、民有林面積の19.7%を、大信地域は3,461haであり、民有林面積の28.3%を占めています。また、多くの人工林は、植林後50年以上が経過しており、森林再生事業などを活用した保育、間伐等の計画的な森林施業が必要となっています。

さらに、原子力災害に伴う森林への放射性物質の影響、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評等もあり、森林・林業・木材産業は大きな影響を受けています。また、これまで、低コストで安定供給体制が整っている外国産材の輸入などにより、国産材の需要低下が続いておりましたが、現在、外国からの木材調達が不安視される中で、国産材の供給力強化が求められています。

森林は、土地や自然景観の保全、水源かん養、山の恵み、安らぎの場の提供など、住民の暮らしと深い関わりを持っていますが、林業従事者の減少、経営基盤の弱体化とともに、木材の循環利用の衰退等により適正な森林管理が進まない状況にあることから、森林、林業の重要性を再認識し、緑豊かな自然を大切にしながら森林の有効活用を図るとともに、引き続き森林の施業や木材の搬出に不可欠な林道等の整備を行っていく必要があります。

## エ 工業

2020年工業統計によると、本市の工業は149事業所で従業者7,842人、製造品出荷額等は、337,647百万円となっています。

若者の流出に歯止めをかけ、定住を促進するためには、企業誘致による雇用の場の創出と地元中小企業の育成は欠かせない条件となっています。社会経済の状況等を見極めながら企業誘致に努めるとともに、地元中小企業の支援に加え、起業・創業の促進により、新規卒業者の就労機会の創出を図る必要があります。

本市は首都圏に近いという恵まれた立地条件にあることから、独自の企業立地奨励制度を設けて企業の誘致に努めるとともに、地元中小企業を支援する一般社団法人産業サポート白河を設立し、工業の振興を推進しています。

表郷地域及び大信地域では、各地に中小企業が散在しており、技術力向上や産業人材の育成、担い手の確保などの課題があります。このことから、人材育成や制度資金融資等の中小企業支援策により、地元企業の育成、経営基盤の強化に努めることに加え、安定した雇用の場及び所得の確保、地元企業の底上げを図るため、地域の特色を生かした地元を牽引する企業を誘致する必要があります。

また、地域資源を活用した起業・創業を促進し、活力ある地域を創出する必要があります。

## オ 商業

平成28年経済センサスによると、本市の小売業は法人・個人合わせて485事業所、従業者数3,390人、年間販売額69,781百万円となっています。本市の中心市街地の商店街は、人口減少、車社会の進展、大型店の進出、消費者ニーズの高度化、多様化、インターネット販売の台頭などにより、活力を失い、経営者の高齢化や後継者不足、兼業化や廃業が進んでいます。

表郷地域では、金山地区の主要道路沿いに店舗が集中し、その他は番沢、梁森、八幡地区の主要な集落に少数の店舗等が点在しています。大信地域では、中心地である町屋地区の主要道路沿いに店舗が集中し、その他は隈戸、増見、上新城、中新城、下新城地区の主要な集落に少数の店舗が点在しています。

これら地域の事業者は、日用品・食料品を扱う地域生活インフラとしての役割を担うだけでなく、地域の祭りやイベント、消防、防犯等の地域活動の担い手であったため、地域内消費の減少による商店の衰退は、地域の維持にも支障を生じさせかねない状況にあります。このため、商工会との連携による経営相談の強化、新規創業支援など、地域の特色を生かした対策を講ずる必要があります。さらに新型コロナウイルス感染症により、販売方法やサービスの提供方法の多様化、緊急事態時のリスク分散が求められる中、新たな販路の開拓やデジタル技術の活用が必要です。また、高齢者が多い集落等に対しては、配達サービスや配食サービスなど、福祉施策と連携した商業の維持を図っていく必要があります。

## カ 観光・レクリエーション

観光業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新しい生活様式」への転換や国際的な往来の制限により、観光客数の減少など大きな影響を受けています。特に、コロナ禍以前においては毎年増加していた外国人旅行者は、ほぼ皆無です。

コロナ禍によって観光トレンドが変化しており、マイクロツーリズム、ワーケーション、アウトドア等が注目され、オフシーズンや密集しない観光地などへのニーズが高まりつつあります。新型コロナ収束後の国内外における旅行意欲は高く、需要回復が見込まれており、受け入れ側としても、これまで以上に地域全体での魅力向上を図ることが必要です。

表郷地域には、日本一山開きが遅いとされ、うつくしま百名山にも選定されている「天狗山」や地域の昔の暮らしを伝える市指定重要文化財「鈴木家住宅」、大型遊具が整備されて市民の憩いの場となっている「白河市鶴子山公園」など、多くの地域資源が存在しています。

大信地域には、うつくしま百名山に選定されている「権太倉山」や「聖ヶ岩ふるさとの森、聖ヶ岩ビジターセンター」、「白河ゴルフ倶楽部」などがあり、観光客の増加が見込まれるほか、地域内には、まだ十分な情報が発信されていない大木、景勝地、清水等、多くの地域資源が存在しています。

これらの資源を磨くとともに新たな視点に立って観光・レクリエーションの開発・振興を図ることが必要となっています。

また、国道294号沿いに整備された「大信地域市民交流センター（ひじりん館）」は、地域活動や交流及び魅力情報発信の拠点となるよう進めていく必要があります。

今後、自然と触れ合う機会を設け、観光資源やイベントの活用も図りながら観光地づくりを進める必要があります。

## (2) その対策

### ア 産業全般

- 農業、商工業における生産・加工・流通・販売の各分野において、担い手の確保や事業の持続に向けた支援に取り組みます。
- 地域産業の振興はもとより、新規企業の立地促進、地域特性を生かした新産業創出等を積極的に支援するなど、安定した雇用の場を確保し、地域の中心的な担い手となる若年層の地域外流出を防ぐとともにU・I・Jターンを促進します。

- テレワーク等による情報関連産業や、コミュニティビジネス及び高齢社会に対応した新規産業の創出等に努めます。
- 企業移転やサテライトオフィスの設置を推進します。
- デジタル技術の活用により、生産性の向上や新たな企業価値を創造し、持続可能な経営を図る取組に対し、国の施策と連動しながら支援します。
- 主体性と創意のある地域づくりを目指し、行政と生産者等の関係団体等とが連携し、市場のニーズを的確に捉えた売れる製品づくりに取り組みます。

## イ 農業

- 新規就農者を地域外から呼び込むため、就農希望者が過疎地域での就農をイメージし、興味を持って関わるきっかけづくりとして、就農イベントでの重点的な紹介やインターネット、冊子等でのPRのほか就農体験を実施します。
- 地域内又は地域外の新たな人材による農業経営の継承を促進するため、機械導入等を支援します。
- 移住・定住のほか、休日に農業を手伝うといった多様な関わり方を推進し、農業分野における関係人口の増加を図ります。
- 農作業の省力化・効率化による経営規模の拡大や環境に配慮した農業を推進するため、スマート農業の導入を支援します。
- 地域農業の経営安定化と環境保全の両立を推進するため、生産者や地域、市、関係団体で構成される推進体制を構築し、モデルケースとして環境に配慮した農業の普及を図ります。
- 中山間地域等直接支払制度等を活用し、集落における営農を維持するとともに集落の活性化を図ります。
- 鳥獣による農作物への被害拡大を防止するため、有害鳥獣対策を推進します。

## ウ 林業

- 森林のもつ多面的機能を確保するため、計画的な林業基盤の整備を図り、適切な保育管理を推進し、森林病虫害の防除や林野火災発生の防止を図ります。
- 保全上重要な森林は保安林に指定する等、その機能保全に努めます。
- 森林整備計画に基づき、特定広葉樹育成施策を推進するとともに、人工林の保育・間伐等の促進、作業道の開設等に努めます。
- 林業従事者の減少、就業者の高齢化に対応する担い手の育成・確保、受委託組織体制の整備等に努めます。
- 人と環境に優しい素材である木材を有効に活用するため、地元産の木材を積極的に利用し地産地消の推進を図ります。
- 森林とのふれあいの場の整備拡充や住民参加の緑化運動を推進し、みんなで森を守り育むという意識の醸成に努めます。
- 自然環境に配慮しながら、自然体験、学習の場などレクリエーション活動を積極的に実施するとともに、都市との交流を図り、山村の活性化を図ります。

## エ 工業

- 誘致企業へ優遇制度の活用を促すとともに、企業のニーズに対応する工業用地の確保や、地理的条件、自然環境、人材確保等、本地域の特色・魅力を情報発信することにより、新規企業の誘致に努めます。
- 地元中小企業を育成し、経営基盤を強化するため、人材育成支援や制度資金融資などの中小企業支援施策の強化、商工会や一般社団法人産業サポート白河と連携した経営相談、企業間マッチングの促進など域内好循環の創出を図ります。
- 新たなビジネスへの参入や地域資源を活用した製品の開発、取引拡大に繋がる販路開拓を支援します。
- 起業・創業を促進し、雇用確保と地域経済の活性化を図ります。
- 若者等のU・I・Jターンを促進するため、就職活動に関する支援及び本市移住者の就業やテレワークによる移住を後押しし、企業の人手不足の解消と人口減少対策を図ります。

## オ 商業

- 商工会と連携して、経営相談、経営指導の強化を図るとともに、商業後継者や地域リーダーの育成に努めます。
- 地域の状況や特色を把握し、地域消費者のニーズに対応した商店会の共同事業や活性化イベントの開催を支援します。
- 新商品開発や販路開拓、デジタル技術の活用など、事業の継続と変革に挑戦する事業者を支援します。
- 高齢者の福祉対策と連携し、配達サービスや配食サービス等、地域生活に必要な商業機能を維持する取組を支援します。
- 農林産物の6次化による特産品開発を促進するため、研究開発を行う各団体、グループ等と連携し、付加価値の高い商品開発や販路開拓を支援します。

## カ 観光・レクリエーション

- 自然とのふれあいの場や交流の拠点の充実を図り、観光客の拡大による地域活性化を目指します。
- 量から質の観光へ転換するため、個人の満足度を高め、リピーターの促進、滞在の促進に努め、地元消費の促進に取り組みます。
- 農産物直売所を観光交流拠点のひとつに位置づけ、観光施設に関する情報発信を進めるとともに、施設の充実に努めます。
- 商工会や農業協同組合等と連携を図り、特産品の開発に努めます。
- 近隣市町村との連携により、新たな観光ルートの設定や情報発信、広域イベントの開催など広域観光ネットワークの形成を図ります。
- 都市との交流事業の推進及び本地域の伝統的芸能や行事・祭り等を広くPRすることにより、滞在型観光の推進に努めます。
- 観光推進体制の強化のため、観光物産協会の育成や広域的連携体制の強化を図ります。

- 観光施設の適切な維持修繕管理及び長寿命化を図るため、管理運営体制の充実に努めます。
- 美しい自然の魅力を最大限に生かし、地域資源を活用したプログラムの構築を図るとともに、農林業・商業と連携し、イベントや観光資源などを活用しながら、体験型観光地づくりを図ります。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容   | 事業主体     | 備考 |
|-----------|----------------------------|--|----------|----|
| 2 産業の振興   | (9) 観光又はレクリエーション           | 田ノ沢地区森林景観整備事業<br>県道矢吹天栄線に隣接する市有地を公園として整備する。  | 市        |    |
|           | (10) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | 農業人材確保・育成事業<br>①就農希望者の呼び込み<br>②経営継承の推進<br>③農業分野での関係人口の増加   | 市<br>農業者 |    |
|           |                            | 持続可能な農業推進事業<br>①持続可能な農業への取組支援<br>②スマート農業の導入支援  | 市<br>農業者 |    |
|           |                            | 農業用施設整備「結」支援事業<br>農業用施設の保全活動に対して、資材の支給や敷設に係る機械等の賃借費用の支援を行う。  | 市        |    |
|           |                            | 起業・創業支援事業<br>地域資源の活用や雇用の創出など、地域への貢献度が高い新たなビジネスを起業しようとする者や新たな分野にチャレンジする事業承継者に対し、設備導入費や販路開拓費等の経費を補助する。 | 市        |    |
|           |                            | 商工関連団体支援事業<br>商工会が行う中小事業者に対する経営相談、経営改善・指導事業、地域総合振興事業や、商工業振興のために商工会が企画実施する事業などに対して、補助する。              | 市<br>商工会 |    |



|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>商品開発・販路拡大推進事業</p> <p>中小事業者が新たなビジネスに取り組むための市場調査や大学等の研究機関、他の事業者と連携した新技術・新商品開発、新たな取引先の開拓のための展示会等への出店等に係る経費を補助する。</p> | 市 |  |
| <p>小規模企業支援資金融資制度事業</p> <p>中小事業者が経営基盤の強化のため(株)日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金貸付を活用し資金融資を受けた際に支払った利子を補助する。</p>                 | 市 |  |
| <p>中小企業支援資金融資制度事業</p> <p>中小企業者が経営基盤の強化のため白河市中小企業経営合理化資金融資制度を活用し資金融資を受けた際に支払った信用保証料を補助する。</p>                         | 市 |  |
| <p>白河市移住者支援就業促進事業</p> <p>首都圏から地域内の企業へ就業又は、地域内で起業するため、若しくは転職せずテレワークにより移住し、5年以上継続して定住する意思がある方に対し、移住支援金を支給する。</p>       | 市 |  |
| <p>企業立地奨励金事業</p> <p>企業立地を促進し、工業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的として、工場等を新・増設する事業者に対し、奨励金を交付する。</p>                                 | 市 |  |

|  |   |           |  |
|--|---|-----------|--|
|  | ふるさと白河表郷まつり<br>地元の中学生や文化団体連合会<br>による演技の披露に加えて、地元<br>事業者による模擬店やイベント企<br>画を実施する。                    | 実行委員<br>会 |  |
|  | ふるさと川まつり i n 白河た<br>いしん<br>「隈戸川」の清流に親しみ、その<br>恵みを感じ、守り、育て、かつ地域<br>間及び世代間の交流を深めながら<br>地域の活性化を図る。   | 実行委員<br>会 |  |
|  | 「食」による賑わい創出事業<br>表郷地域において地場産品等を<br>販売する「マルシェ」を開催し、地<br>域の「食」の魅力を発信するととも<br>に賑わいを創出し、地域の振興を<br>図る。 | 市         |  |

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域     | 業種                                 | 計画期間                   | 備考 |
|--------------|------------------------------------|------------------------|----|
| 表郷地域<br>大信地域 | 製造業、情報サービ<br>ス業等、農林水産物<br>等販売業、旅館業 | 令和4年4月1日～<br>令和8年3月31日 |    |

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業の振興に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

インターネットや携帯電話（スマートフォン）などの情報通信技術が急速に普及し、社会全体のデジタル化が進展する中、電子マネーやキャッシュレス決済が普及するなど、人々の身近な生活にまでデジタルが浸透してきています。地域におけるデジタル化は、時間や距離の制約を克服し、住民サービスの向上及び地域の振興を図るうえでも必要不可欠なものですが、地域によって格差が生じている現状もあります。

過疎地域においても、これまで行政情報や生活情報及び観光・イベント情報提供のため、防災行政無線システムの整備、地域イントラネット整備、自治体ネットワークシステム整備及び移動通信用鉄塔施設整備等、様々な情報化に取り組んできています。今後は、広報紙やホームページによる周知等に加え、防災行政無線のデジタル化に伴い整備された同報系防災無線（屋外スピーカー、防災ラジオ）、簡易無線機の活用や市の公式アカウントによるLINEのプッシュ通知など、必要な情報をタイムリーに伝えられるよう適正な運用に努めます。

また、デジタル化が本格化するにあたり、高齢者等のデジタル対応支援を強化して、デジタル格差を防ぐ取組が求められています。デジタル弱者といわれる高齢者等がデジタル活用の恩恵を受け、いきいきとより豊かな生活を送ることができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

### (2) その対策

- 進展するデジタル社会に対応するため、過疎地域における地域のデジタル化について、長期的視点に立って総合的に検討を進め、保健・福祉・医療・防災等の分野での情報システムの整備充実に努めます。
- 防災行政無線のデジタル化に伴い、整備された同報系及び移動系防災行政無線を適正に運用し、有事や大規模災害における情報伝達の迅速化を図ります。
- 高齢者らがデジタル化から取り残されないよう、スマートフォンやマイナンバーカードを使った行政オンライン申請などの利用方法を学ぶための講習会を実施し、デジタル格差を防ぐよう取り組んでいきます。
- 地域住民にとって身近な施設である集会所などの地域施設にインターネット環境（Wi-Fi）を整備し、各種行政サービスや生涯学習、住民生活、防災等への複合的な活用を図り、地域におけるデジタル化を推進します。

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------------------|---|------|----|
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | 地域ネットワーク環境整備事業<br>集会所などの地域施設にインターネット環境（Wi-Fi）を整備し、インターネット利用をトリガーとした、地域のデジタルサービス充実のための基盤整備を行い、地域の情報化を推進する。           | 市    |    |
|             |                           | デジタル・デバイド対策事業<br>スマートフォンの普及率が低い高齢者への支援のため、身近な場所である集会所や公民館などで「スマホ教室」を開催する。また、デジタル支援員を育成し、市と一体となって施策の普及活動を進める体制を構築する。 | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域における情報化に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

表郷地域の道路網は、幹線道路である国道289号とこれらに接続する主要地方道伊王野白河線、一般県道白坂関辺線、一般県道中野番沢線、一般県道社田浅川線、一般県道釜子金山線と、それらを補完する市道・農林道等によって構成されています。

国道289号は、本地域の最重要幹線道路ですが、梁森・高木地区では住宅地に面しており、カーブが多く幅員も狭いため、事故が多発していることから、早急な整備が望まれています。また、一般県道釜子金山線、一般県道社田浅川線は、排水処理が悪い箇所や幅員が狭く屈曲した箇所があり、生活や地域間交流等のためにも早期の整備が望まれています。

大信地域の道路網は、幹線道路である国道294号とこれらに接続する主要地方道矢吹天栄線、一般県道増見小田倉線、一般県道十日市矢吹線と、それらを補完する市道・農林道等によって構成されています。

主要地方道矢吹天栄線は、大信地域の東西軸の基幹道路で通勤道路として使用されているとともに、自然豊かなアウトドア施設「聖ヶ岩ふるさとの森」や、会津地域へ接続する極めて重要な路線ですが、一部区間は幅員が狭く、車両の交互通行も容易でない箇所があります。また、冬期交通困難箇所があり、アクセス道路としても、また、生活や地域間交流等のためにも早期の整備が望まれています。

市道については、生活道路であり日常生活に支障をきたさないよう、計画的な道路整備が望まれています。道路舗装は、路面性状調査により舗装状態を把握し、補修が必要な路線の整備を行う必要があります。また、橋梁は、定期点検により補修が必要な橋梁を把握し、整備を行う必要があります。

農道は、農作業の合理化・省力化を図り農産物の集出荷、農産物の輸送のための適正な維持管理が望まれています。

また林道は、国産材の需要や価格の低迷等による林業従事者の減少や高齢化により適正な森林管理が進まない状況にありますが、今後は林業基盤の整備、適切な保育管理推進のためにも森林整備に併せた林道の整備が望まれています。

#### イ 公共交通

表郷地域においては、ジェイアールバス関東（株）による路線バス（白棚線）が運行されており、通学を中心に多くの利用があるものの、日中は利用者が少ない現状にあります。また、地域内の移動手段としてコミュニティバスの表郷地域巡回バスを運行していたものの、利用者が非常に少なく地域の生活交通手段として機能していない状況であったことから、新たな交通システム導入による需要を確認するため、令和2年10月よりデマンド方式による乗合タクシーの実証実験を行っています。

大信地域においては、福島交通（株）による路線バス（白河・大信庁舎線）が運行されて

いますが、利用者が非常に少ない現状です。また、地域を横断し矢吹町との間を結ぶ大信地域自主運行バスのコミュニティバスは、「通勤・通学バス」と「買い物バス」をそれぞれ運行し地域の生活交通を支えています。

しかしながら、地域内には公共交通が不便な地区もあることから、令和2年4月よりデマンド方式による乗合タクシーの実証実験を行っています。

自家用車の普及や人口減少により、両地域ともに路線バス等の利用者が年々減少傾向にあることから、存続のための利用促進を図る必要があります。

また、デマンド方式による乗合タクシーは利用者数の推移を見ながら、地域の実情に応じた運行内容の見直し等のほか、新たな交通システムの導入の検討も必要です。

## (2) その対策

### ア 道路

#### 【表郷地域】

- 国道289号は、バイパス整備を含めて早期改良整備を関係機関に要望していきます。
- 本地域内の一般県道釜子金山線、一般県道社田浅川線は、排水処理施設の整備、車両の安全な交互通行の確保や歩道の整備促進を関係機関に要望していきます。
- 市道については、主要幹線道路の関辺番沢線を優先的に整備し、小幅員の生活道路については重要度、緊急度等を総合的に検討し整備を図るとともに、通学路や公共施設等へのアクセス道路の整備を計画的に進めます。
- 道路の安全な交通を確保するため、路面性状調査により舗装状態を把握し、必要な路線の補修を行います。
- 安全で円滑な交通を確保するため、橋梁・トンネルの点検・補修を行います。
- 落下や倒壊による被害を防止するため、標識及び道路照明の点検調査を行います。
- 道路の安全な交通を確保するため、交通安全施設の整備を行います。
- 夜間の歩行者の防犯及び交通の安全を確保するため、地球温暖化防止対策も含めたLED道路照明設置を行います。
- 農道は、地域の産業経済の発展に寄与するものであることから、農産物の集出荷、機械力利用による省力生産拡大のための適正な維持管理に努めます。
- 林道は、森林施策の適切な推進及び林業経営の効率化に努め、山村の生活環境の整備に資するために、森林整備に併せた作業道を中心に整備・維持管理を図ります。

#### 【大信地域】

- 本地域内の主要地方道矢吹天栄線は、車両の安全な交互通行の確保や歩道の整備促進を関係機関に要望していきます。
- 道路の安全な交通を確保するため、路面性状調査により舗装状態を把握し、必要な路線の補修を行います。
- 安全で円滑な交通を確保するため、橋梁・トンネルの点検・補修を行います。
- 落下や倒壊による被害を防止するため、標識及び道路照明の点検調査を行います。

- 冬期の事故防止を図るため危険箇所の融雪施設の設置を行います。
- 道路の安全な交通を確保するため、交通安全施設の整備を行います。
- 夜間の歩行者の防犯及び交通の安全を確保するため、地球温暖化防止対策も含めたLED道路照明設置を行います。
- 農道は、地域の産業経済の発展に寄与するものであることから、農産物の集出荷、機械力利用による省力生産拡大のための適正な維持管理に努めます。
- 林道は、森林施策の適切な推進及び林業経営の効率化に努め、山村の生活環境の整備に資するために、森林整備に併せた作業道を中心に整備・維持管理を図ります。

## イ 公共交通

- 通院、通勤、通学などの地域住民の移動手段である公共交通の確保については、引き続き国・県等との連携を図りながら、事業者への補助や利用促進対策を実施し、バス路線の維持・確保に努めます。
- 多様化する移動ニーズや小規模需要にも応える新たな交通システム導入など、効率的で持続可能な公共交通の実現を目指します。

## (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|---------------|---|------|----|
| 4 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1)市町村道<br>道路 | 道路維持改修事業（犬神線、金山字井戸尻地内、番沢字上宿地内）<br>道路施設の舗装補修、舗装新設、側溝新設を行う。   | 市    |    |
|                       |               | 公共施設等適正管理推進事業<br>（釜子河東田線、増見隈戸線、上小屋西郷線、飯土用二枚橋線）<br>道路施設の舗装補修を行う。                                   | 市    |    |
|                       |               | 道路改良事業（社会資本整備総合交付金事業）<br>安全で円滑な交通の確保と地域内・地域間交通の利便性向上を図るため、主要幹線道路、生活道路の整備、及び老朽化した道路ストックの点検及び修繕を行う。 | 市    |    |
|                       | その他           | 街灯LED化整備事業<br>街灯のLED化を行う。   | 市    |    |

|  |                           |   |            |  |
|--|---------------------------|---|------------|--|
|  |                           | 交通安全施設整備事業<br>区画線、ガードレールの整備・改修を行う。  | 市          |  |
|  |                           | 緊急自然災害防止対策事業<br>(坂下川、あいそ川)<br>河川の護岸補強を行い、河川災害の被害を軽減する。                                | 市          |  |
|  |                           | 緊急浚渫推進事業 (石崎川、西石崎川、御館川、赤仁田川、湯沢川、滑里川、宮沢川)<br>河道内に堆積した土砂等を撤去し流下断面を確保することで、河川災害の被害を軽減する。 | 市          |  |
|  |                           | 砂防流路工整備事業 (日竈地区、宮大地区、大山地区)<br>砂防ダムの流路工整備を行う。  | 市          |  |
|  | (9) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | 新交通システム導入事業<br>小規模需要に対応した新たな交通システムの導入や共助による公共交通の仕組みづくりなどにより、高齢者等の移動手段を確保する。           | 市<br>民間事業者 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

交通施設の整備、交通手段の確保に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。



## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上水道

本市の水道事業は、昭和26年度に計画給水人口30,000人、計画1日最大給水量5,400m<sup>3</sup>の規模で創設認可され、昭和29年度より給水を開始しました。

その後、給水区域及び給水量の事業拡充を図るとともに、平成20年度には変更届出により表郷上水道、東上水道を譲り受け、また平成28年度には東部・五箇・旗宿・大信の4つの簡易水道と赤仁田簡易給水施設を統合し、計画給水人口60,820人、計画1日最大給水量27,080m<sup>3</sup>の事業規模となりました。

今後、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などの経営環境の悪化が見込まれており、事業の持続性を確保するため経営基盤の強化が課題となります。また近年頻発化している地震や台風、豪雨などの自然災害に備え、耐震化や浸水対策などの施設整備が必要となります。

#### イ 汚水処理施設

下水道の整備は、衛生的で快適な生活環境の確保と公共水域や農業用水の水質保全に不可欠であり、地域住民の汚水処理事業に対する期待も大きくなっています。

本市の汚水処理は、公共下水道、農業集落排水、公共浄化槽等整備推進（市設置型）の3事業を、それぞれの地域特性に合わせ効率的に進めています。

表郷地域では、昭和61年度に「金山地区」で農業集落排水事業が採択となり事業に着手し、その後「上願地区」「番沢地区」「小松地区」「表郷なか地区」の5地区を農業集落排水事業で整備していますが、令和2年度末の水洗化率は74.7%で、未接続世帯が多いことから水洗化率の向上を図ることが課題となっています。

大信地域では、昭和52年度に「中新城地区」で農業集落排水事業が採択となり事業に着手し、その後「町屋地区」「下新城地区」「下小屋地区」「豊地地区」「隈戸地区」の6地区を農業集落排水事業で整備しており、令和2年度末の水洗化率は98.2%となりました。

両地域とも農業集落排水区域外では、合併処理浄化槽の整備地区として住民の要望に応じ設置を行うとともに、単独処理浄化槽からの転換を促進しています。今後は、老朽化した施設の更新費や物価上昇による維持管理費の増加が想定されることから、効率的な事業運営が求められています。

一方、し尿処理と浄化槽汚泥処理については、近隣市町村で構成する白河地方広域市町村圏整備組合管内の許可事業者が収集運搬を行い、白河地方清掃センターで処理しています。

#### ウ 循環型社会形成・一般廃棄物処理

本市の一般廃棄物は、白河地方広域市町村圏整備組合による、焼却施設（西白河地方クリーンセンター）及び資源化施設（西白河地方リサイクルプラザ）で処理しています。

市民一人1日当たりのごみ排出量は1,090g/人・日で、福島県（排出量 全国46位）の1,035g/人・日を超える排出状況にあり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの変革とごみの排出抑制に向けた意識の転換が急務です。

良好な環境を維持し持続可能な社会をつくるため、ごみの再資源化に向けたリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）に加え、リフューズ（不要な物は買わない）の実践などSDGsの推進が求められており、環境負荷をできる限り低減する循環型社会の構築が重要です。

特に山林や河川など豊かな自然に恵まれている表郷地域及び大信地域においては、人家から離れた山林などにごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶たない現状にあり、そのため「白河市美しいふるさとづくり条例」に規定する美化推進地区の設定やポイ捨て防止看板の設置、町内会との連携による不法投棄防止パトロール、クリーンアップ作戦等により住民が一体となって行う美化清掃活動の拡大を推進し、意識の醸成を図ることが必要であり、これまで先人が守り現代へ紡いできた、地域の美しい里山や清らかな水、澄み渡る空気と青空などの豊かな環境を後世に引き継いでいくための「資源循環型社会の実現」を基調とした、住みよい地域社会の形成が必要です。

## エ サービスステーション（ガソリンスタンド）

サービスステーションは、低益構造、後継者不足等から減少傾向にあり、配達に頼る高齢者や雇用の場を必要とする若年者にとっても大きな影響を与えています。地域の活力を失わせないためにも、生活インフラと一体的な対応を考えたサービスステーションの維持を図る必要があります。

## オ 消防体制

消防体制については、白河地方広域市町村圏消防本部による常備消防と、市消防団による非常備消防で構成されています。

消防団にあっては就業構造の多様化や就業先の広域化などに伴い、次のような問題点が指摘されており、組織の見直しなど活性化を図る必要があります。

- 広い圏域を有するなど地理的条件から常備消防の現体制だけでは対応が難しく、消防団の強化が必要となっています。
- 人口減少や団員の高齢化等により団員の確保が難しくなっています。また、勤務先や雇用形態の関係から昼間に出勤可能な団員が少なく、火災や災害などが発生した場合に、早期に対応することが難しい状況にあります。
- ポンプ車や小型動力ポンプなどの消防団設備は、計画的に更新を行っていますが、一部の機械器具では耐用年数を超えて使用しています。
- 消火栓など消防水利の設置は計画的に進めてきましたが、地形的に散在する住宅には対応できるまでには至っていません。加えて、消火栓の老朽化に伴う更新が必要となっています。
- 多くの山林を有する地域では、林野火災の消火活動をはじめ捜索活動、救助活動など、県

防災ヘリコプターが担う役割は、極めて重要となっています。現状では県防災ヘリコプターの機種変更に伴い着陸場所が制限されていることから、新たな離着陸場の整備が急務となっています。

## カ 住宅

本市では、震災以降、少子高齢化が急速に進行しており、移住・定住の促進、地域の活性化、良質な住宅ストックの形成など、人口減少対策と地方創生の実現に向けた取組が求められています。

また、身近な社会問題である空き家は、令和4年4月1日現在、市内の空き家903戸に対し、表郷地域に116戸、大信地域に49戸を確認しています。適切な管理がされていない空き家は、倒壊の危険等の問題が生じることから、生活環境の保全に加え、まちの活性化のため、空き家の利活用や発生の抑制、特定空き家化の防止などの対策が必要となります。

## キ 公営住宅

令和4年4月1日現在の表郷地域の市営住宅は、公営住宅が3団地92戸、大信地域の市営住宅は、公営住宅が3団地175戸、特定公共賃貸住宅が1団地16戸となっています。

老朽化により維持管理面で大きな課題を抱えている住宅もみられることから、良好な居住環境を提供するためにも、改修等が課題となっています。

また、今後は、人口減少による市営住宅の適正戸数の見直しを進めていく必要があります。

## ク 公園

表郷地域及び大信地域は、緑豊かな自然環境に恵まれている地域です。表郷地域には18箇所、大信地域には13箇所の公園が整備されていますが、集落の過疎化が進み、利用者が減少しています。また、来園者が快適に公園を利用できるよう老朽化したトイレや四阿など公園施設の修繕が急務となっています。

## ケ 地域防災

市民が安心して暮らせる安全な生活環境の形成のために、山地や丘陵地等における急傾斜地の崩落防止対策等は、緊急性を有する課題となっています。また、水害に備えた河川・水路の整備や土砂災害対策等を引き続き推進することが求められます。

さらに、今後予想される災害等に対して、自主防災組織の立ち上げを支援するとともに、「自助」・「共助」の取組を推進し、市民の防災意識の高揚を図っていくことが必要です。

## (2) その対策

### ア 上水道

- 水道施設の老朽対策を計画的に進めるとともに、耐震化を推進することで、安全で安心な水道水を供給できる強靱な水道施設の実現を目指します。
- 投資の平準化やコスト削減等を図ることで健全な財政基盤を確立し、収益性の改善を実現

します。

## イ 汚水処理施設

- 農業集落排水区域以外の地区については、公共浄化槽等整備推進事業（市設置型）により汚水処理を行うとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図ります。
- 老朽化した施設の改築更新を計画的に実施していくとともに、施設の統廃合について進めていきます。
- 戸別訪問や広報紙等による啓発を行い、水洗化率の向上を図ります。

## ウ 循環型社会形成・一般廃棄物処理

- 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを変革して、良好な環境を維持し、持続可能な社会を作ることが求められています。このため、一般廃棄物の資源化に努めるとともに、4Rすなわちリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の取組に加え、リフューズ（不要な物は買わない）の実践などSDGsの推進を支援します。
- ごみの減量化に向けた資源回収奨励金交付事業などリサイクル運動等を通じて、住民一人ひとりの再資源化意識の高揚を図るなど循環型社会の形成に努めます。
- 食材を無駄にしないレシピや冷蔵庫の機能を生かした保存方法等、暮らしの知恵を周知し、食品ロスの削減に努めます。
- マイバッグ（レジ袋の使用抑制）の利用促進、簡易包装商品購入の啓発等に努めます。
- 環境学習会や環境教育の充実を図り、過剰な買い物の抑制やものを大切に使う習慣を指導します。
- 住民・事業者・行政がそれぞれにごみ発生抑制対策や、排出抑制対策を講じて実施するためにも町内会や企業による美化清掃活動の支援を行います。
- 廃棄物の不法投棄対策として、関係機関とも連携し、今後も監視員によるパトロールを強化し、不法投棄の未然防止に取り組んでいきます。
- 容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法により分別の徹底を図ります。

## エ サービスステーション（ガソリンスタンド）

- サービスステーションは自動車や暖房用の燃料供給拠点であると同時に、雇用の場でもあります。配達に頼る高齢者はもちろんのこと、地域の活力を失わせないためにも生活インフラと一体的な対応によるサービスステーションの維持に努めます。

## オ 消防体制

- 近隣市町村との広域連携により常備消防体制の充実を図るとともに、市内に職場を持つ消防団員の確保や消防団OBへの協力依頼など、地域の実情に合わせた消防団組織の強化を図ります。
- 地元企業、自主防災組織などと連携を図った消防団組織の強化とともに防災活動の拠点と

なる消防屯所の計画的整備を進めます。また、消防団の活動について、地域で十分な理解を得るため広報活動を展開し、潜在的な入団希望者の発掘と入団勧誘を図ります。

- 耐用年数に達する消防自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ等については計画的更新を図ります。
- 消火栓や防火用水等、消防水利の点検を行うとともに、老朽化した消火栓等の計画的更新を図ります。
- 林野火災等に対応するため、山間部等の消火活動に有効なジェットシューターや移動式無線など消防装備の充実を図ります。加えて、県防災ヘリコプターに対応できる離着陸場の整備を検討します。

## カ 住宅

- 県内外からの移住者に対し、住宅取得費用の一部を助成します。また、結婚を機に市内で新生活を開始する新婚世帯に対し、住居費や引越し費用等を補助するなど、移住、定住の促進を図るための対策を実施します。
- 旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を積極的に推進するとともに、地震による被害を軽減するため、木造耐震診断や耐震改修を促進します。
- 都市部からの居住希望者の需要を把握しニーズに対応できるよう、空き家の情報を収集し発信を行うとともに、居住以外への利用も含め、空き家の有効活用を支援します。また、空き家等の所有者に対し、適正管理の助言や指導等を行うとともに、特定空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき必要な措置を講ずることとします。
- 田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の受け入れ体制の充実を図り、定住・二地域居住を誘導する事業を推進します。

## キ 公営住宅

- 「白河市公営住宅長寿命化計画」に基づく長期的な視点による改善と居住水準の向上を図り、住宅セーフティネットとしての機能維持に努めます。また、低所得者や高齢者などの要配慮世帯に対しては、福祉部局と連携し安定した住宅の供給に努めます。
- 市営住宅の空き住戸については、移住・二地域居住支援など時代変化に合わせた住宅政策に活用し、地域の活性化を図ります。
- 老朽化した市営住宅については、地域の需要を踏まえつつ、統廃合等による集約化を段階的に進め、入居者が安全で安心して生活できるよう良好な住環境の整備に努めます。

## ク 公園

- 地域の特性を踏まえ、既存の公園の有効な活用方法など、身近な公園の在り方について検討を進めていきます。
- 公園施設の長寿命化計画の策定や施設の計画的な修繕と更新に努めます。

## ケ 地域防災

- 地域住民が協力し、平常時の災害に備えて取り組み、災害時の被害を最小限に食い止めるなど、地域における「共助」の果たす役割が今後ますます重要となることから、自主防災組織の設立について支援します。
- 各地域の防災組織ごとの防災訓練を実施するとともに、防災マップの配布や出前講座の活用など平時から防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織への防災資機材等の整備を進めるとともに、地域の防災の拠点となる集会所施設等の計画的な整備を図ります。
- 河川の護岸補強を行うとともに、河道内に堆積した土砂等の撤去を行い、河川災害の被害軽減に努めます。

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)           | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-----------|------------------------|--|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (2) 下水処理施設<br>農業集落排水施設 | 農業集落排水事業（機能強化）<br>老朽化した農業集落排水施設（処理施設・管渠）を改築更新することにより、低下した機能の向上を図り衛生的で快適な生活環境を維持する。                                     | 市    |    |
|           | その他                    | 公共浄化槽等整備推進事業（市設置型）<br>公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域を除いた区域で、市が合併処理浄化槽を設置し適正な維持管理を行うことにより、公共用水域や農業用水の水質保全を図る。                   | 市    |    |
|           | (5) 消防施設               | 消防車両等整備事業（ポンプ車：上小屋、積載車：小松、越堀、菅辻、北ノ内、中新城、外面、西樋、小型動力ポンプ：高木、瀬戸原、内松、上羽郷、中寺、滑里川、赤坂、西樋）<br>耐用年数に達するポンプ車、積載車、小型動力ポンプについて更新する。 | 市    |    |

|        |  |   |  |
|--------|--|---|--|
|        | 消防屯所等整備事業（下新城、中新城、増見、外面、番沢）<br>耐用年数を経過し老朽化している消防屯所等を更新する。  | 市 |  |
| (8)その他 | 降雪障害低減化事業<br>主要道路に夜間でも認識可能な降雪監視カメラを設置し、積雪状況の常時把握、機動的な除雪指示ができるようハード整備を行う。<br>また、路面凍結箇所へ融雪剤自動散布機を設置するほか、町内会が除雪機を購入する際に一部補助を行う。 | 市 |  |
|        | 鶴子山公園再整備事業<br>南側駐車場へトイレを新設するとともに、老朽化している既存北側トイレや四阿、案内板などの公園施設を再整備する。   | 市 |  |
|        | 田園町府ニュータウン公園再整備事業<br>田園町府ニュータウン内の農村公園に、遊具、広場を設置することで再生し、安全な子どもの遊び場、地域の憩いの場を整備する。   | 市 |  |
|        | 赤坂ニュータウン公園リニューアル事業<br>赤坂ニュータウン内にあるすべての公園の遊具を撤去し、中心部にある公園に新たな遊具を設置する。   | 市 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境の整備に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 消防施設の基本方針より

- 分譲住宅等の造成による人口分布の変化に伴い、エリアの見直しも検討する。
- 建設から40年後を目途に劣化状況を確認し改修等を行い、長寿命化を図る。

白河市公共施設個別施設計画 市営住宅の基本方針より

- 人口減少や空き家の増加など社会情勢を考慮し、新たな建設は行わない。
- 入居の要望が多い市営住宅については、積極的に長寿命化を図る。
- 入居の少ない市営住宅や耐用年数が迫っている木造市営住宅については、解体等を視野に募集停止や移転を検討していく。

白河市公共施設個別施設計画 公園施設の基本方針より

- 都市公園については、現状を維持し、施設の更新を順次行う。
- その他の公園については、利用状況に応じて、遊具施設の集約更新や撤去、代替のベンチ等の設置を行う。



## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

表郷地域の幼保施設は、表郷幼稚園とおもてごう保育園の2施設であり、令和4年4月1日現在の園児数は幼稚園が115人（定員170人）、保育園が44人（定員65人）となっています。それぞれの園の距離が3km以上離れているため、新しい教育・保育ニーズに対応した一体的な利用ができない状況であり、また、保育園の老朽化が進んでいることから、幼稚園の隣接地への移転を検討していく必要があります。

大信地域の幼保施設は、大信幼稚園とたいしん保育園の2施設であり、令和4年4月1日現在の園児数は幼稚園が65人（定員140人）、保育園が22人（定員50人）となっています。大信地域においては既に近接連携が図れており、就学前の総合子育て支援施設として機能していますが、幼稚園は平成26年度に一部改修が行われたものの老朽化が進んでおり、さらなる大規模改修や建て替えの検討が必要とされています。

子育て環境は、核家族化の進行や、地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に大きく変化し、家庭や地域社会の養育力は低下しています。

子どもの健やかな成長のためには、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、安心して子育てできる環境づくりが必要です。

特に乳幼児期は、健康な身体の基本作りや情緒豊かな対人関係の芽生えなど、成長段階において極めて重要な時期であり、保護者や地域社会の適切な関わりと、質の高い教育・保育の提供によって、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

#### イ 地域福祉

加齢による心身機能の低下を可能な限り予防し、健康寿命の延伸を図ることが重要であるとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援やサービス体制の充実が必要となります。

そのためには、一人ひとりの状況に応じた福祉や保健、医療、健康に関するサービスを効果的に提供していくことが求められます。

一方、少子化に伴う人口減少社会が到来し、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行、就労形態の多様化などとあいまって、家庭や地域における子育て機能の低下を招いていることから、地域社会を担う子ども一人ひとりが心身ともに健全に成長できるよう、地域全体で子どもを育む仕組みづくりが必要です。

少子高齢社会にふさわしい福祉や保健、医療、健康に関するサービスを提供していくには、限られた財源の中で、利用者一人ひとりのニーズを見極め、必要なサービスを適切かつ効果的に提供できる仕組みを整えていく必要があります。さらに、子どもや高齢者、障がい者などの権利や人権擁護も重要な課題となっています。

また、福祉と保健、医療の連携のとれたサービスの提供、疾病の早期発見、寝たきりの予

防、リハビリテーションなどの対策を総合的に推進し、住民の健康づくりを支援していくことも重要になります。

社会参加は、世代や立場を超えた住民相互の交流や高齢者・障がい者の自立の促進、社会性を身につけた子どもの育成など、これからの地域づくりを進めるに当たって重要な役割を果たしていくものです。また、住民の生涯を通じた健康づくりや女性の社会進出を支援する視点からも意義あるもので、住民の自主的な社会活動との調和を保ちながら、社会参加の場と機会の拡大を図ることが必要となります。

支援を必要とする高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活を続け、また、一人ひとりの子どもが豊かな心を育み、社会性を身につけて成長するためには、地域住民と協働で、これらを支え合う体制づくりが必要です。

このためには、ボランティア活動などに参加する住民や地域団体との連携・強化を図り、さらに、地域社会に福祉の心を育み、また、専門性を有する人材を育成するなど、幅広く支援活動への参加と協力を呼びかけ、活動の領域を広げていく必要があります。

さらに、こうした福祉の担い手となる住民の活動のための相談や情報提供機能を拡充することも重要になります。そして、福祉と保健、医療、教育等の関係機関との連携を強化し、高齢者、障がい者、子どもを地域社会全体で支え合うネットワークの充実が必要となっています。

## ウ 高齢者福祉

令和4年3月31日現在の住民基本台帳によると、表郷地域の高齢者数は2,121人で、高齢化率は36.0%、大信地域の高齢者数は1,369人で、高齢化率は36.1%となっています。

また、市全体で見ても、人口は減少傾向にあり、令和3年3月に策定した「第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、令和7年(2025年)には総人口が56,993人、高齢化率は31.8%と推計しています。この予測によると、現役世代1.8人で高齢者1人を支えることとなり、表郷地域と大信地域においては、さらに少ない人数で高齢者を支えていくこととなります。

さらには、認知症高齢者の増加をはじめ、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」や80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」など、高齢者に関わる問題が複雑化・多様化しており、これまでのような取組では解決が困難になってきています。

加えて、頻発する災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急時の備えも重要となっています。

このような状況の中、介護保険制度を中心とした在宅福祉の充実はもちろんのこと、グループホームなどの施設福祉の充実、交通弱者に対するきめ細かな交通の確保にも努めていく必要があります。同時に、要支援、要介護認定に至らない元気な高齢者への支援の充実に力を注いでいく必要があります。

さらには、急速な高齢化とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しています。本市の死亡原因は全国と同様に、がんや心疾患、脳血管疾患によるものが多く、全体の半数

以上を占めています。日常生活における健康づくりや疾病予防の重要性は一層高まっており、運動や食生活の改善など、今後なお一層、住民が自主的・主体的に取り組む健康づくり活動への支援が求められています。

また、健康な高齢者には、これまでの経験を生かした就労や社会活動に参加できる機会を創出し、高齢者が生きがいを感じて生活していける社会を形成していく必要があります。

## エ 障がい者福祉

表郷地域及び大信地域における障がい者数は、身体・知的・精神障がい者を含めて、表郷地域で350人、大信地域で220人程度となっています。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心した生活を営むため、障がい者のニーズに即したサービスの提供や相談支援、医療ケア等を行っていく必要があります。

また、障がいのある方が、経済的な自立だけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るためには、地域で意欲的に働き、活動することが重要です。

さらには、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していくためには、障がいのある方やその家族に対する市民の理解、協力が必要であり、福祉に対する意識の醸成が求められています。

## (2) その対策

### ア 子育て環境の確保

- 子どもの健やかな発達を保障するため、妊娠・出産・育児・健康にかかる相談支援など、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくとともに、地域社会全体で子育て家庭を支援する環境を整備します。
- 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点による支援の充実を図るとともに、地域の子育てネットワークづくりに努めます。
- 幼保連携など新しい教育・保育ニーズへの関心が高まっていることから、地域の実情に応じた就学前教育・保育の充実と施設の整備を図ります。

### イ 地域福祉

- 子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりを目指し、市民、ボランティア、NPO法人、事業者、社会福祉協議会、行政などが連携し合いながら一体となって地域の「福祉力」の向上を推進します。
- 社会とうまく関わるできないひきこもりやニートとなっている若者等に対し、関係機関と連携し、相談会の実施や居場所づくり、就労支援等に取り組むとともに、地域の人々が思いやりをもって見守ることができる意識の醸成に努めます。
- 家庭や地域での子どもの頃からの福祉活動の体験や、学校で福祉教育を行うことにより、福祉の心を育み、将来、地域福祉の担い手となるよう育成します。
- 必要なサービスを適切に利用できる仕組みをつくることや、住民が気軽に相談できる体制

の充実、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し利用者が必要とするサービスや相談窓口などの情報提供に努め、さらに高齢者や障がい者、子どもなどすべての人の様々な生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援体制の構築を図ります。

- 住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らしていただくため、住民自らが心身の健康の増進に努めるとともに、個々の努力を支援し、健康保持に向けての生きがいづくり対策を推進します。
- 日頃のあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔が見える関係づくりが築ける取組を進めます。
- 住民が安心して暮らしていける地域をつくるため、地域で生活する様々な人が、お互いの立場を理解し、協力し合える関係づくりが築けるよう関係団体との連携や協力のもとに地域で支え合う環境づくりに取り組みます。
- 住民全員が多様な生活スタイルや価値観を尊重しながら、自分に合った方法で共に支え合い、気負うことなくボランティア活動に参加できるような動機づけや方策などを検討し、支え合い活動への幅広い住民の参加を推進します。
- 地域の複雑な生活課題を解決していくには、地域団体やボランティアが課題についての共通の理解を深め住民と相互に連携して活動していくためのネットワークづくりが重要になることから、個人情報の有用性に配慮した適正な取り扱いを確保し、地域情報の収集・整理と情報の共有化、出会いの場や交流機会の設定、各団体間や公的機関との連絡・調整などのコーディネート機能の充実に努めます。

## ウ 高齢者福祉

- 介護予防の普及・啓発について、引き続き情報提供に努め、効果的な情報提供を図ります。
- 一般介護予防事業は、介護が必要となる前の段階から予防を行い、高齢者の健康と暮らしの質の向上を目指すものであり、引き続き、屋内外の適度な運動や介護予防を図る場として「高齢者サロン」の設置及び「新しい生活様式」による運営支援に力を入れていくとともに、高齢者の心身の健康保持及び増進に資するため、「白河市らく楽健康体操」の普及啓発に努めます。
- 認知症の方やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、支援体制の整備や教育、地域づくり、雇用、その他の認知症予防に資する可能性がある関連施策との連携を図り、認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくりを進めるため、本市の実情に応じた多様な認知症施策を展開していきます。
- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、引き続き「個別ケア会議」「自立支援型地域ケア会議」「地域包括ケア会議」「地域ケア推進会議」を開催します。
- 市民にとって「利用しやすい相談体制」の構築に向け、総合相談支援の充実を図るとともに、高齢者の個々の状況や状態に応じた適切な支援を実施するため、介護予防ケアマネジメントの充実や関係機関とのネットワークの構築に努めます。
- 高齢者虐待の未然防止と早期発見に努め、緊急的な保護が必要な場合に迅速な対応ができるよう権利擁護支援の強化を図ります。

- 生活支援コーディネーターと協議体が地域づくりを進めていくことができるよう、活動の担い手の発掘・育成に取り組むとともに、協議体に多様な関係者が参加し、地域全体で地域づくりを推し進めることができるよう、協議体構成員の拡充を目指します。
- 在宅医療・介護の切れ目のない支援の実現に向け、在宅医療・介護の連携に向けた基盤整備及び地域関係者との関係構築に努めます。
- 高齢者の身近な相談先の充実に向け、引き続き「介護相談員」を配置し、スキルアップを図るための各種研修への参加を促します。
- 介護給付費の適正化においては、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が必要とするサービスを事業者が的確に提供するように促し、サービスの確保とその結果としての費用の効率化、及び介護保険制度への信頼を高めることに努めます。
- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かなサービスを継続して提供することで、高齢者の在宅における生活を支援していきます。また、今後の高齢者人口の増加や生活支援サービスに対するニーズの変化に合わせ、見守りや買い物支援等のサービス体制の充実に努めます。
- 成年後見制度への需要が高まることが見込まれることから、成年後見制度の利用促進にかかる体制整備を推進します。
- 高齢者の活動の中心的存在である「老人クラブ連合会」の運営及び各種活動に対して、引き続き補助金を交付し、活動を支援するとともに、高齢者の生涯学習活動やスポーツ活動についても、高齢者のニーズに合わせた支援の充実に努めます。
- シルバー人材センターへの支援を引き続き行い、就労による社会参加の機会の拡充を図ります。
- 地域居住のための支援として、交通安全対策をはじめ、平時における支援を引き続き行っていくとともに、災害時における避難支援体制の充実や白河市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局及び介護保険施設、事業所との連携による新型コロナウイルス感染症対策など、緊急時における備えも行っていきます。
- 健康寿命を延伸させるため、地域の健康課題を分析し、高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防について一体的に取り組むを進め、支援の充実に努めます。
- 生活習慣病の発症や重症化予防のため、保健指導體制の充実・強化を図るとともに、健康ポイント事業や、健康教育・相談等を実施し、健康づくりを進めます。

## エ 障がい者福祉

- 障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、「白河市障がい者計画」、「白河市障がい福祉計画」及び「白河市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの向上など、福祉施策の充実に努めます。
- 障がいのある方が安心して医療を受けられるよう、自立支援医療制度や重度心身障がい者医療費給付事業の充実に努めるとともに、関係機関と密に連携し、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・リハビリテーションの提供に努めます。
- 自ら意思決定及び表明することが困難な障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用で

きるよう、白河市及び西白河郡4町村で設置する「障がい者基幹相談支援センターけんなん」を中心に重層的な相談支援に努めます。

- 障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、地域生活で生じる問題又は障がいのある方の家族に生じる緊急事態等に対応するための体制の整備に努めます。
- ハローワークや県南障がい者就業・生活支援センター（まごころステーション）等の関係機関と連携し、一般就労はもとより、福祉的就労も含め、障がいのある方の働く意欲を尊重し、就労支援及び就業機会の確保に努めます。
- 障がいを理由とする差別解消の促進や障がいに対する理解を促進するため、しらかわ地域自立支援協議会等で情報の共有・交換を行うとともに、広報紙やチラシ等により市民への啓発を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分                     | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------|---|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (2)認定こども園                | 表郷こども園整備事業<br>老朽化が著しい保育園を幼稚園の隣接地に移転し、幼保一体型施設のこども園として整備する。             | 市    |    |
|                               |                          | 大信こども園整備事業<br>老朽化が著しい幼稚園を、改築もしくは大規模改修を行い、隣接する保育園と幼保一体型施設のこども園として整備する。 | 市    |    |
|                               | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | 子どもの居場所づくり支援事業<br>子どもが集まる居場所（こども食堂）を運営する団体に対し、その経費を補助し、安定的な運営を支援する。   | 市    |    |
|                               |                          | 子育てサロン推進事業<br>乳幼児及び保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用を助成する。        | 市    |    |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  | <p>地域子育て支援拠点事業（出張ひろば）</p> <p>主に0歳～3歳の乳幼児を持つ親と子が気軽に集い、語り合い、交流を図り、ボランティアを活用しての育児相談等を行う場を設置することにより、子育て支援機能の充実を図る。</p> | 市 |  |
|  | <p>高齢者見守り生活支援事業（すまいる号）</p> <p>移動販売車による買い物支援、高齢者の見守り（孤立防止）に取り組む。</p>  | 市 |  |

#### （４）公共施設等総合管理計画等との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 幼稚園・保育園の基本方針より

- 幼児数が減少しており地域によって偏りがあることから、老朽化の著しい施設で幼児数が減少している地域については統廃合を進めることで、適正に施設を運営する。

白河市公共施設個別施設計画 児童クラブの基本方針より

- 原則学校施設内に併設するものとし、空き教室・スペース等の活用についても検討する。

白河市公共施設個別施設計画 高齢者施設の基本方針より

- デイサービスセンターについては、建設から40年を目安に大規模改修し長寿命化を図る。
- 老人福祉センターについては、中央老人福祉センターへの統合を検討する。

白河市公共施設個別施設計画 障がい者施設の基本方針より

- 公共施設としての目的は無くなり貸付を行っている施設であるが、老朽化が進行しているため、目標年度まで使用して除去を検討する。
- 民間事業者による運営が可能な施設については、同種の民間施設の充足状況や経営状況などを考慮し、譲渡について検討する。

白河市公共施設個別施設計画 保健センターの基本方針より

- 保健センターは、4市村合併による重複施設が多く、利用も各種検診と限定されており広がりがない。機能を集約し用途変更の検討を行う。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

表郷地域の医療機関は、内科診療所が1箇所、歯科診療所が2箇所となっており、大信地域では、内科診療所が2箇所、歯科診療所が2箇所となっています。

表郷地域の内科診療所は、市の指定管理者導入施設である白河市表郷クリニック1箇所です。令和4年からの5年間は医療法人社団恵周会白河病院が指定管理者となり、当クリニックの後方支援病院としての役割を果たしていることから、高度な入院治療等を要する際には迅速な病診連携が図られています。なお、白河市表郷クリニックは、平成19年に現在地に新築移転し、現時点では建物自体に不具合はないものの15年経過していることから、今後は建物の長寿命化を図るため、計画的な修繕等が必要となってきます。

大信地域においては、高度な入院治療等を要する際には、市内の総合病院や郡山市を中心とした県内の総合病院に依存しているのが現状です。

今日の健康に対する意識や医療ニーズは多様化し、正しい情報の提供が求められているため、保健センターを拠点として、民間企業との連携により若い世代や働き盛り世代も参加できる保健事業を実施することで、生活習慣病予防対策の徹底と、各種検診の充実により疾病の早期発見、早期治療に努め、健康寿命を延伸させる取組が必要です。

また予防対策の啓蒙と地域医療体制の充実はもとより、さらに高度医療に対応するための広域医療機関のネットワークづくりが課題です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、医療機関において人員・物資の大幅な不足が生じたことから、感染症大流行時の対策が急務となっています。

### (2) その対策

- 本地域には内科診療所が3箇所ありますが、高度な医療は市内の総合病院等に依存せざるをえない状況であることから、関連機関と連携し地域医療の充実に努めます。
- 医療に恵まれない地域における医療提供体制を整備し地域医療の確保・充実に図るため、医療機関の新規開業や医業を承継する場合に奨励金を交付します。
- 新たな感染症の大流行を見据えた対策や備蓄品の常備に努めます。
- 医療ニーズの多様化、在宅医療への対応として、将来的にオンライン診療等の先端技術の活用を検討していきます。
- 各種健診結果に基づき、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防対策として、個々人の生活スタイルに合わせた効果的な保健指導に努め、受診が必要な際には適切な診療科目についての助言指導を行い、医療費の適正化につなげます。



### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------------------|--|------|----|
| 7 医療の確保   | (3) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | 医療機関新規開業支援事業<br>地域医療の維持のため、新規開業者や医業を承継する場合に奨励金を交付する。 | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療の確保に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 医療施設の基本方針より

- 医療施設は、民間企業でも運営可能なことから、民間施設の状況を注視し譲渡や除却を検討する。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 義務教育等

大信地域では、令和4年度に今までの3小学校を統合して新しく大信小学校を開校しました。本地域の4月1日現在の小学校の児童数は平成23年には294人だったものが、令和2年には191人になり、約35%減少しています。

表郷地域においても、平成23年には370人だったものが、令和2年には299人と約20%減少しているほか、本市全体で見ても、平成23年度から令和2年度の10年間で小学校の児童数は3,985人から3,041人と944人減少し、中学校の生徒数は2,099人から1,627人と472人減少しており、小・中学校合わせると1,416人減少し、10年前に比べると約23%の減少となっています。

近年の少子化は急速に進行しており、今後も市内の若年層の流出が続き、地域内の児童生徒数はさらに減少するものと予測されています。一方で、地域の未来の担い手である子ども達の持続的で健全な育成を図るため、充実した教育環境の整備・提供を進める必要があり、学校での集団生活を通してお互いが切磋琢磨しながら過ごせるような学校づくりが求められています。また、学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災や地域交流の場といった機能も併せ持つ地域のコミュニティ的な性格を有していることが多く、将来のまちづくりの在り方を考える上で重要な拠点であり、家庭や地域社会との連携を図りながら地域とともにある学校づくりの視点が求められます。

特別支援教育については、特別支援教育コーディネーターを中心として校内研修及び校内就学指導委員会の活性化を図るとともに、個別の指導計画や教育支援計画に基づき、個に応じたきめ細やかな指導を行いながら就学指導の適正化に努めており、小学校で13校中12校、中学校で8校中6校に特別支援学級を設置しています。

また、小・中学校教材設備等の充実、特にICT機器の更新・増設については、今後の情報化、国際化社会に対応するため計画的に整備を進めていく必要があります。

市の学校給食は、現在、自校給食校9校、給食センター2箇所で運営していますが、各施設の老朽化や児童・生徒数の減少に伴い、改築・修繕及び統廃合などが課題となっています。給食の提供に当たっては、食の安全を確保するとともに、地場産物を活用した給食を提供することにより、食への関心や郷土愛を育むような食育に取り組むことが必要です。

#### イ 生涯学習

近年の情報化や科学技術の高度化、国際化の進展に加え、社会変化の速さや高齢化社会の到来、個人の趣味の多様化などを背景として、生涯学習への要望が増大してきています。

表郷地域及び大信地域では、公民館や図書館などを拠点として、市民の幅広い学習活動を支援してきましたが、生活スタイルの多様化や時間的条件的制約により、特に青年層と成人層の参加者が少なく、固定化の傾向にあるのが現状であることから、これまで以上に幅広く

対応していくことが求められています。

また、社会教育の振興を図るため、指導体制を充実させるとともに、「市民共学出前講座」等における多様な学習要求に対応できる専門的知識や技能を持った指導者を発掘・育成し、さらには、家庭教育、社会教育などの教育機会を一層充実させ、生涯学習関連事業を有機的、効果的に展開する必要があります。

大信地域では、生涯学習活動の拠点として使用してきた大信公民館が老朽化してきていることから、施設の改修等が課題となっています。

## ウ スポーツの振興

スポーツは、心身の健康づくりのみならず仲間づくりにも寄与する活動で、最近では、新型コロナウイルス感染症対策のため活動を制限されたことにより、健康づくりや身体を動かすことへの重要性が再認識され、関心が高まっています。

高まったスポーツへの関心やスポーツ実施率の維持・向上を図るため、性別や年齢などに応じて、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりが必要となります。

表郷地域及び大信地域では、子どもから高齢者まで市民の誰もが参加できる生涯スポーツの普及、さらには、競技スポーツの振興やジュニアスポーツの充実等を図るため、表郷総合運動公園、大信総合運動公園及び大信第二運動公園を設置し、地域のスポーツの振興を推進しています。

市民の健康づくりや競技力の向上などのため、社会体育、部活動、各種大会等の活動を支援していますが、これらと並行して、総合型地域スポーツクラブ等の育成及びスポーツを楽しむ環境をつくるための指導者の育成を行うとともに、スポーツ施設の維持や充実を図る必要があります。

## (2) その対策

### ア 義務教育等

- 生きる力と思いやりを育む教育の充実を重点施策に掲げ、小・中学校の教育の充実と教育環境の整備に努めます。
- 確かな学力の向上のため、授業の改善に取り組み、各学校が自校の課題を明確にし質的改善が図られるよう組織的な取組を支援します。また、計画的にICT機器の整備を進め、さらには、ALTの配置により国際的な感覚を身につけることができるように学習意欲の向上を図ります。
- 豊かな心の育成のため、子どもに寄り添った指導を推進し組織的な生徒指導体制の確立を支援します。また、スクールカウンセラーを全校に配置し、積極的に活用できる基盤を整え、いじめの未然防止や児童生徒の心のケアに努めます。
- 体力と運動能力の向上を目的としてコーディネーショントレーニングの普及を図り、適切な体の動かし方と集中力を身につけさせながら健やかな体の育成に努めます。また、学校保健教育の充実や、栄養士の適正な配置により安全・安心な給食の提供と食育の推進を図ります。

- 教育活動全体をとおして郷土愛を育むため、市歴史教科書を活用した授業や、史跡や歴史資料館などでの体験学習の機会を設け、学習の成果や郷土の良さを児童生徒自らが発信する機会を設けます。
- 特別支援教育については、特別支援教育コーディネーターを中心として、個別の指導計画や教育支援計画に基づき、個に応じたきめ細かな指導を行います。また、就学に関する支援体制の充実や関係機関との積極的な連携により、多面的な指導や支援の工夫に努めます。
- 遠距離通学となる児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、スクールバスを運行します。
- 小・中学校については、子ども達が快適に学べる環境を整えるため、各種施設の改修や修繕を行うとともに、施設の耐震化や長寿命化などにより、教育環境の充実を図ります。
- 給食の提供に当たっては、食の安全を確保するとともに、地場産物を活用した給食を提供することにより、食への関心や郷土愛を育む食育に取り組みます。

## イ 生涯学習

- 多様化する社会の変化に対応し、市民の学習ニーズに応えながら、市民の自発的な「学び」の意欲に応えるため、公民館や図書館等において様々な学習機会を提供します。
- 市民の学習ニーズの高度化、多様化などに対応して、教育分野をはじめ文化・スポーツ・福祉・環境・産業などの関連団体との連携を強化し、より多くの市民が参加することができるよう、総合的な学習環境の整備に努めます。
- 生涯学習の拠点となる施設の改修等を計画的に進めるとともに、施設の利用促進、学習内容の充実に努めます。
- 学校、家庭及び地域の連携による総合的教育力の向上を図るため、社会教育行政の推進体制強化に努めるとともに、多様な学習ニーズに対応した指導者の確保を図ります。

## ウ スポーツの振興

- 生涯スポーツの振興として市民のニーズを適切に捉えながら、スポーツ実施率の維持・向上を目指し、総合的な社会体育事業を推進します。
- 健康づくりとしてのスポーツの重要性についても啓発するとともに、スポーツ団体や地域と連携しながら市民の誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。
- スポーツ環境の向上を図るため、社会体育行政の推進体制強化に努めるとともに、多様なスポーツニーズに対応したスポーツクラブや指導者の確保・育成に努めます。
- 健康増進や競技力向上、地域間・世代間の交流を推進するため、スポーツ施設の維持や充実などに努めます。

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------------|---|------|----|
| 8 教育の振興   | (3)集会施設、体育施設等<br>体育施設    | 表郷総合運動公園体育施設等改修事業<br>多目的グラウンドをサッカー場として再整備する。また、体育館の大規模改修やトイレの整備など、公園内の施設を再整備する。 | 市    |    |
|           |                          | 大信総合運動公園体育施設等改修事業<br>トレーニングセンターの大規模改修やバーベキュー場、公園遊具の整備など、公園内の施設を再整備する。           | 市    |    |
|           | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | スクールバス運行事業<br>学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、スクールバスを運行する。              | 市    |    |
|           |                          | スポーツ振興事業<br>住民の健康増進等を目的に、スポーツ実施率の向上を目指し、総合的な社会体育事業を推進する。                        | 市    |    |
|           |                          | 表郷地域振興バス白鳥号更新事業<br>小・中学校行事及び公民館事業等で利用できるバスを購入し、地域内の教育事業や交流事業の移動手段を提供する。         | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

教育の振興に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 学校の基本方針より

- 学校は、多くの子ども達が日常の大半を過ごす場所であり、安全・安心な施設環境を整えておく必要があることから、耐震性・構造耐力度等の老朽化の程度を把握し、大規模改修や改築の必要性を検討し施設の長寿命化を図る。
- 改築、大規模改修の目安は、築25～40年経過後（国庫補助対象は20年経過後）、建物本体の耐力、老朽化の状況を確認のうえ判断し、効果的な工種を選定する。
- 一定年数経過後に、実施すべき劣化防止や予防保全を徹底し、建物の長寿命化を図る。
- 学校施設は適正規模による運営を基本とし、通学区域の見直しや統廃合を地域住民の声を聴きながら総合的に検討する。
- 改築や大規模改修を行う際は、児童クラブを学校敷地内に設置する。

白河市公共施設個別施設計画 給食センターの基本方針より

- 学校給食の公平性と効率を考慮し、自校給食校の給食センター方式への切り替えや、白河・大信給食センターを統合し新給食センターの建設を検討する。
- 建設の際は、PFIの導入などについて検討する。

白河市公共施設個別施設計画 公民館の基本方針より

- 公民館は、クラブや教室の利用拠点のみならず、防災・防犯・環境など、社会の要請に的確に対応した取組や地域コミュニティの強化を図る拠点でもある。また、災害時には避難所としても活用されることから、長寿命化を図りつつ、既存施設の利活用や公民館機能を含む複合的な施設の新設について検討することにより、市民の多様な学習ニーズに対応する施設を目指す。

白河市公共施設個別施設計画 図書館の基本方針より

- 生涯学習サービスを行う上で必要な施設であることから、建設から40年を目途に長寿命化を図る。

白河市公共施設個別施設計画 スポーツ施設の基本方針より

- スポーツ施設は、4市村合併による重複施設が多いため今後の人口減少を踏まえ統廃合を検討する。
- 全体的に老朽化が進行している施設が多いことから、築40年を目途に核となる施設の長寿命化を図る。
- 施設の利用状況を踏まえ、社会ニーズの変化の中で現代に適した環境整備も見据えた施設の在り方の検討を行い、施設等の改修更新について計画を策定する。
- 野球場については、4市村合併による重複施設が多いためグリーンスタジアムをメイン、天狗山球場をサブ球場とし長寿命化を図り、その他の球場については、軽微な修繕のみで目標年度まで施設を使用する。
- その他スポーツ施設についても4市村合併による重複施設が多いため速やかに統廃合を図る。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

表郷地域及び大信地域は、昭和や平成の大合併により新たな行政区が形成され、その都度、特色を生かした地域づくりを進めてきました。

また、地域内において道路や河川清掃などのクリーン活動に加え防災訓練活動など自主活動を支援することにより、更なる地域の活性化を図っています。

しかし、近年の少子高齢化の進行や若者の地域離れなどにより、地域内におけるコミュニティの維持が困難となっており、今後、自治会等住民自治組織の再編を検討しなければならない可能性が出てきています。

一方で、従来のコミュニティ活動にとらわれず、地域住民が地域活力の向上及び地域の特色を生かした自発的な活動を展開する事業等に対する支援に加え、移住・定住、関係人口の創出及び地域間交流の推進、地域づくりの担い手育成などを図るとともに地域コミュニティの集いの場として集会所の改修についても検討する必要があります。

### (2) その対策

- 地域住民の自主的なコミュニティ活動に対する助成や支援制度の充実に努めます。
- 地域コミュニティ活動の拠点としての集会所等整備や充実に努めます。
- 町内会連合会を通し、地域の底力再生事業（自治会の集会所維持管理費の助成等）を実施します。
- 地域内における課題や問題解決のため、地域活性化協議会において問題提起や解決に向けた事業提案などを実施します。

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------|--|------|----|
| 9 集落の整備   | (1) 過疎地域集落<br>再編整備 | 集会所整備事業（竹ノ内、下羽原、菅辻、堀之内、河東田、赤仁田、開進、湯沢、中新城、新赤坂）<br>建築から概ね40年を経過した集会所施設について、引き続き地域コミュニティ活動の拠点として整備・充実に努めるため、計画的に新たな集会所の建設又は大規模改修等を実施する。 | 市    |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

集落の整備に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 集会所の基本方針より

- 施設の新築、改修や修繕に係る市補助金制度を検討する。



## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域文化の振興

表郷地域及び大信地域は農地や里山が広がる農村地域であり、元来、住民同士の結びつきが強く、神社を中心としたお祭りや「講」のような社会組織の中に伝統芸能や伝統工芸が存在し継承され、そうしたものが地域の独自性や個性を形作ってきました。その後、戦後の高度経済成長や農業の機械化に伴い、生活が大きく変化するとともに、「心の豊かさ」を求める傾向が強まり、美術や音楽、写真、文学などの公民館活動やサークル活動が盛んになりました。現在、昨今の急激な少子高齢化により、伝統的な行事やお祭りの伝承が困難になり、生活様式や価値観の多様化もあいまって、サークルによる文化芸術活動も停滞傾向にあります。

このため、長年に渡って築き上げてきた地域の独自性や個性に新しい光を当て、他の地域に誇れる文化として醸成に努めていく必要があります。また、これまで文化芸術に触れる機会がなかった人が、ライフスタイルに文化芸術を取り入れることができ、興味・関心を持つよう文化芸術活動を展開していく必要があります。

#### イ 文化財の保護・保存

表郷地域及び大信地域には、後世に伝えていかなければならない有形無形の貴重な文化財や歴史遺産が数多く残されています。

文化財については、県指定文化財9件（天然記念物「ビャッコイ自生地」「町屋の二本カヤ」・重要文化財「紙本著色源翁和尚行状縁起」「熊野神社御正体六面」等）、市指定文化財40件が所在しており、他にも多くの貴重な文化財が残されています。これらの貴重な文化財について、全体を把握し、価値を明らかにしていく必要があります。

また、祭礼や伝統行事なども地域固有の文化として受け継がれています。しかしながら、近年の社会情勢の変化や高齢化の進行、若年層の減少などの理由から、後継者が不足し、継承が困難となっていることが懸念されます。

### (2) その対策

#### ア 地域文化の振興

- 狛犬をはじめとする地域にある歴史的な文化資源を芸術や観光、教育、産業と結びつけ、広く発信することで人的な交流を盛んにし、足元にある地域資源を生かしていくよう努めます。
- 古民家や寺院など伝統的な建造物や田畑、里山に現代アート作品を展示する芸術祭などのイベントを開催し、地域資源に光を当て、新しい価値を創り出し、人的な交流を活発にして、地域に賑わいをもたらす取組を進めます。
- 地域住民向けの音楽会と小・中学校を対象としたアウトリーチを実施し、クラシックのほ

か、ジャズや邦楽など幅広い音楽を鑑賞する機会や、楽器に触れ、音楽家からの指導を受けるワークショップを計画し、ライフスタイルに音楽を取り入れる契機となるよう努めます。

#### イ 文化財の保護・保存

- 「白河市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の基礎調査等を計画的に進めるとともに、報告書の刊行等により成果公開に努め、適切な保護及び保存に努めます。
- 国内でも希少な植物である県指定天然記念物ビャッコイの植生調査を行い、適切な保全環境づくりや植生管理に取り組みます。自生地を「地域の宝」ととらえ、地域と連携しながら適切な保全に努めます。
- 多くの市民が祭礼・行事への関心を高め、後継者育成及び地域の団体が直面している課題の解決につながるよう、地域に継承されている祭礼・行事の活動への助成や映像記録の作成を継続的に進めるとともに、ホームページや刊行物、映像公開等により情報発信に努めます。

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------------------|--|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | さとやま音楽会開催事業<br>音楽によって生み出される様々な価値を生かして、表郷地域及び大信地域の賑わいの創出を図る。                          | 実施団体 |    |
|             |                           | ビャッコイ自生地保存事業<br>区域内の植物リストを四季で作成。専門家等で構成する委員会を設置し、植生調査、保存対策の検討を行い、国指定天然記念物への意見具申を目指す。 | 市    |    |
|             |                           | 文化財調査事業<br>市内に所在する文化財を調査し、市と地域が総がかりで保存・継承・活用に取り組んでいくための方針と施策を定める。                    | 市    |    |

|  |  |   |   |  |
|--|--|---|---|--|
|  |  | 無形民俗文化財等記録作成事業<br>民俗芸能と伝統行事の実施促進と地域文化の保存・継承のため、民俗芸能と伝統行事について、聞き取りや写真・映像等の記録を行い、図書館等での公開を検討する。 | 市 |  |
|--|--|---|---|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 文化施設の基本方針より

- コミネスは、建設から40年を目途に長寿命化を図る。
- 東文化センターは、コミネスと連携した利活用を検討し、建設から40年を目途に長寿命化を図る。

白河市公共施設個別施設計画 博物館等の基本方針より

- 博物館・資料館等はそれぞれが異なった役割を持った施設であるが、利用率が低くテーマやコンセプトが類似している施設については統廃合を検討する。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

気候変動による地球温暖化は、自然災害の多発化、激甚化の要因となるだけでなく、農作物の生育や生態系などに様々な影響が及ぶことが危惧されています。また、東日本大震災によって発生した、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線被害は、これまでのエネルギー政策のあり方について根本的な問題を提起し、太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなど自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入につながっています。今後、脱炭素社会の実現に向けてさらに力を入れていくことが重要です。

令和3年改正の地球温暖化対策推進法により、国からは脱炭素社会実現のために公共施設への太陽光発電導入拡大推進の方針が示され、市としても2050年の脱炭素社会の実現を目指した「ゼロカーボンシティ宣言」により、市民への二酸化炭素排出量削減に向けた意識啓発と、地域の持つ自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備、電気自動車の導入など多様な施策を検討していく必要があります。

そのためには、それぞれの地域特性に応じた自然エネルギーを利用するための地域資源調査を行うとともに、エネルギーの地産地消の仕組みを導入するために必要な施設や設備の検討、多様な実施主体との連携により、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぎ、環境と経済の好循環による活力ある地域を形成する必要があります。

### (2) その対策

- 地域特性や地域資源に応じた、再生可能エネルギー施設（太陽光、水力、風力、バイオマス、熱利用等）についての検討と整備を促進します。
- 市内のエネルギー自給率が100%となることを目指し、エネルギーの地産地消に取り組みます。
- 民間事業者等における新たな事業展開や投資の喚起により、地域の産業の創出や地域活性化を目指します。
- 事業者、高等教育機関、NPO等民間団体など、多様な実施主体との連携強化により、再生可能エネルギーの普及啓発や導入拡大を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分          | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容   | 事業主体            | 備考 |
|--------------------|-------------------|--|-----------------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | 公共施設脱炭素化事業<br>公共施設等の屋根の面積、耐荷重に応じた太陽光パネルの設置と蓄電池を備え、施設内照明のLED化により省エネルギー化を図る。 | 市<br>企業<br>民間団体 |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーの利用の推進に係る公共施設の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域固有の景観等の保全

表郷地域及び大信地域は、社川、隈戸川などの河川流域に広がる田園景観や、天狗山、権太倉山をはじめとする山並みの自然景観など、豊富な景観資源に恵まれていることから、白河市の代表的なふるさとの風景として次世代に継承していく必要があります。

#### イ 地方分権社会と協働

地方分権型社会の流れを受けて、地域のことは地域で決めるという原則のもと、地域が自立して個性豊かな地域独自のまちづくりを推進していく必要があります。

市民サービスに対するニーズが多様化する中、行政だけではなく市民やNPO、企業などがそれぞれの役割を分担してサービスを提供するという考え方が広がりつつあり、官と民という枠を越えて、市民の力の結集を図りながら行政との協働・連携に取り組んでいくことが重要となります。

#### ウ 廃校施設の利活用

令和4年4月1日より、大信地域の小学校3校が統合され、2つの小学校が廃校となりました。当小学校は地域の教育・文化・生活の中核的な役割であったことから、地域の活性化と振興発展に貢献できるよう、廃校となった小学校の建物と土地の有効活用を検討していく必要があります。

### (2) その対策

#### ア 地域固有の景観等の保全

- 景観形成に与える影響が大きい建築物や屋外広告物等について、白河市景観条例等に基づき、適切な規制・誘導を図ります。
- 地域住民と連携しながら、背景となる山並みや自然風景と調和した景観づくりを進めるため、景観に対する住民の意識の醸成を図ります。

#### イ 地方分権社会と協働

- 市民との協働によるまちづくりの観点から、地域の社会的な課題に対して、市民自らが地域全体の視点に立ち、事業内容の検討や決定を行うとともに支え合いと活力のある地域社会を創造するための支援を行います。

#### ウ 廃校施設の利活用

- 小・中学校の統合により廃校となった空校舎等の利活用については、庁内利活用検討会議を中心に施設の建築年数や立地状況などを考慮しながら最適な利活用策を検討し、地域の

活性化を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和4年度～7年度）

| 持続的発展施策区分              | 事業名<br>(施設名) | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|--------------|--|------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |              | 廃校舎利活用事業<br>小学校の統合により廃校となった校舎及び敷地について、有効に活用し地域の活性化を図る。 | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

その他地域の持続的発展に関し必要な事項に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

事業計画（令和4年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分                     | 事業名<br>(施設名)                   | 事業内容                      | 事業主体       | 備考  |
|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------|------------|---|
| 1 移住・定住・地域<br>間交流の促進、人<br>材育成 | (4) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>基金積立  | 暮らし体験住宅整備事業               | 市          | 各種施策に<br>ついては、<br>地域の持続<br>的発展に資<br>するもので<br>あり、効果<br>は将来に及<br>ぶものでは<br>ある。 |
|                               |                                | 集落支援事業                    | 市          |   |
|                               |                                | 来て「しらかわ」住宅取得<br>支援事業      | 市          |   |
|                               |                                | ゴルフでつなぐ地域資源<br>ネットワーク化事業  | 市<br>NPO法人 |   |
|                               |                                | 自然の恵み（農作物）オー<br>ナー制導入支援事業 | 市          |   |
|                               |                                | 農家民泊導入支援事業                | 市          |   |
|                               |                                | 過疎地域空き家等活用事<br>業          | 市          |   |
| 2 産業の振興                       | (10) 過疎地域持続<br>的発展特別事業<br>基金積立 | 農業人材確保・育成事業               | 市<br>農業者   |   |
|                               |                                | 持続可能な農業推進事業               | 市<br>農業者   |   |
|                               |                                | 農業用施設整備「結」支援<br>事業        | 市          |   |
|                               |                                | 起業・創業支援事業                 | 市          |   |
|                               |                                | 商工関連団体支援事業                | 市<br>商工会   |   |
|                               |                                | 商品開発・販路拡大推進事<br>業         | 市          |   |
|                               |                                | 小規模企業支援資金融資<br>制度事業       | 市          |   |
|                               |                                | 中小企業支援資金融資制<br>度事業        | 市          |   |
|                               |                                | 白河市移住者支援就業促<br>進事業        | 市          |   |
|                               |                                | 企業立地奨励金事業                 | 市          |   |
|                               |                                | ふるさと白河表郷まつり               | 実行委員会      |   |
|                               |                                | ふるさと川まつり i n 白<br>河たいしん   | 実行委員会      |   |
|                               |                                | 「食」による賑わい創出事<br>業         | 市          |   |



|                               |                               |                         |            |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|------------|
| 3 地域における情報化                   | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>基金積立 | 地域ネットワーク環境整備事業          | 市          |
|                               |                               | デジタル・デバイド対策事業           | 市          |
| 4 交通手段の整備、交通手段の確保             | (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>基金積立 | 新交通システム導入事業             | 市<br>民間事業者 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>基金積立 | 子どもの居場所づくり支援事業          | 市          |
|                               |                               | 子育てサロン推進事業              | 市          |
|                               |                               | 地域子育て支援拠点事業<br>(出張ひろば)  | 市          |
|                               |                               | 高齢者見守り生活支援事業<br>(すまいる号) | 市          |
| 7 医療の確保                       | (3) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>基金積立 | 医療機関新規開業支援事業            | 市          |
| 8 教育の振興                       | (4) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>基金積立 | スクールバス運行事業              | 市          |
|                               |                               | スポーツ振興事業                | 市          |
|                               |                               | 表郷地域振興バス白鳥号<br>更新事業     | 市          |
| 10 地域文化の振興等                   | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>基金積立 | さとやま音楽会開催事業             | 実施団体       |
|                               |                               | ビャッコイ自生地保存事業            | 市          |
|                               |                               | 文化財調査事業                 | 市          |
|                               |                               | 無形民俗文化財等記録作成事業          | 市          |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事業        |                               | 廃校舎利活用事業                | 市          |